

『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』[2021年9月22日 水曜日 公開]へのパブリック・コメント

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』の概念(コンセプト:concept)、並びに、複数の事象について

I. 趣旨

私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』を拝見しました。

私達当会は、長崎県が策定する『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』の概念(コンセプト:concept)について、この地から、長崎県庁舎がなくなったからと云って、恐らく、展示、自体には、私達人類にとって、有効な効力がないことを認識しつつ、之を、言い訳、おとり、ダミー(dummy:偽装)として行為し、イベントや動員やら、で恒久的に、作為的にぎわいを打ち続ける、一方、一部の空間を産業分野の用途に適用しつつ、うまく行かない、不調法と判断するや、遺跡であることを顧みず、之を増築増殖して、産業分野の用途に転化する思想であるのか？ それよりも、当該地が、遺跡であると言う事象を、そのまま、活かし、市民的で自然、継続的にぎわいと憩いを目指す、その結果、その形態を、例えば、私達人類の観光等に活用するならば、地球規模の私達人類の世界のあらゆる私達人類は、この地に於いて、私達人類の自然にぎわいを共有できる、遺跡とはなにか、私達人類にとって、内省と祈り、追悼、記憶、私達人類の活動の空間にあって、物理的～哲学的な空地(うち:概ね、建築物の存在しない私達人類の活動の土地並びにその空間:法律用語、都市計画、環境:広場、公園、緑地、道路、駐車場など)、約束の地、として存在するのではないか、京都に、「哲学の道」がある。私達人類にあって、凡そ、遺跡とは、その様な場、効力、なのではないか、この地に、長崎県庁舎という“機能”なきあと、私達人類のこの地に於ける経過と経緯に由来して、この地を、そのような場、として、私達人類にとっての、この地の存在の性格の転換を図り、斯く、私達人類の活動の空間に、恒久的に、遺跡として、活かすこと、を提案し要望します。

私達当会は、この地から、長崎県庁舎がなくなったからと云って、恐らく、展示、自体には、私達人類にとって、有効な効力がないことを認識しつつ、之を、言い訳、おとり、ダミーとして行為し、イベントや動員やら、で恒久的に、作為的にぎわいを打ち続ける、一方、一部の空間を産業分野の用途に適用しつつ、うまく行かない、不調法と判断するや、遺跡であることを顧みず、之を増築増殖して、産業分野の用途に転化する、とすれば、あまりにも、あざとい、その発想、思想は、皮相的、浅薄、軽挙、玩具、私達人類の廃類、ではないだろうか？ と認識します。

私達当会は、長崎県庁舎跡地、並びに、長崎県警察本部跡地、の整備構想について、長崎県は、『長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025』(基本理念「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」—基本戦略「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」)、『長崎市中央部・臨海地域』(長崎市/長崎県:県庁舎跡地から長崎市役所にかけての国道34号線沿いの地区:都市・居住環境整備計画における重点地域指定の4つのエリアのうち、中央エリアに位置:まち全体の賑わいや回遊性向上の観点から重要な地区:長崎市と一体となってまちづくりの方向性や将来像を描き、将来的なこの地区の魅力と活力の向上に努めていく)、『ポストコロナ社会』、『2050カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)』(国内外)、『SDGs(持続可能な開発目標)』(2015年9月の国連サミットで採択された国際社会の目標:17の目標(ゴール)と169のターゲット:(想定されるゴール例)「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「14 海の豊かさを守ろう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」等～長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025における県庁舎跡地活用とSDGsの関係「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11 住み続けられるまちづくりを」)、令和2年度に設置された「長崎市中心部の交通結節等検討会議」、を提示し、県庁舎跡地に於いて、過去の特定の事実、即ち、長崎県庁舎が稼働していたとの経緯に固執する故か、私達人類の為す事象の捨象であり抽象である産業的科学的技術的な動作により、概念を達成しようとしている処、現在の包括的な事実、即ち、当該地が遺跡である事実、現前の前提、経緯、即ち、遺跡である文化的空間、に由来して、私達人類の為す事象の存在であり具象である遺跡たる文化的な動作により、又、県警本部跡地に於ける、産業的科学的技術的文化的な動作と連携、協働して、これを基盤に、当該地域の未来の社会に寄与し、又、提示する社会的概念を満足する、思想、概念、方法、方針、整備構想、に転換、再構成、変更、する必要がある、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の文化に関して、之が、私達人類の存在の基層であり、私達人類の、行為、概念、活動、の動機、モチベーション、であり、その再確認は、私達人類の将来に、有意である、と認識します。

私達当会は、日本国の国法である『文化財保護法』について、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」(文化財保護法 第一条)事象であり、私達人類の日本国民に、「文化財が、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであること」(文化財保護法 第三条)より、本義的に、「文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努め」(文化財保護法 第四条)こと、を求め、私達人類に、私達人類の破壊や改変や転用等、文化財以外の事象を求めていない、と認識します。

私達当会は、遺跡、並びに、文化財としての遺跡、遺跡たる事象、について、地球の自然、並びに、私達人類の人工に由来する、私達人類の風土、に直結する事象であり、私達人類の世界にあって、例えば、日本地域の私達人類の世界では、直近の70年程の短期間に、私達人類の生活の様式が加速度的に変化し、遺跡たる事象が、盛んに、破壊され、希少となり、現在時に於いて、之が、相対的に価値の高い、又、その地域の風土に、又、その特異性、特色に鑑み、不可欠の事象である、と認識します。

私達当会は、文化財、又は、文化財に準ずる事象について、本義的に、文化財の要素と異なる、他の事象は不要である、文化財、又は、文化財に準ずる事象に、文化財の要素と異なる、他の事象を附加してはならない、日本国が1992年に125番目に締約し加盟した『世界遺産条約』では、当該の資産を、「真正性」並びに「完全性」に於いて規定する、と認識します。

私達当会は、遺跡について、之が、日本国の国法である『文化財保護法』に於ける、「記念物(遺跡)」(第二条 四)、「有形文化財(建造物)」(第二条 一)、「文化的景観」(第二条 五)、「伝統的建造物群」(第二条 六)、「埋蔵文化財」(土地に埋蔵されている文化財:第九十二条)、の範囲が、遺跡、に相当する、又、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は「選定保存技術」として選定し、その保持者及び保存団体を認定している(第一四七条)、『世界遺産条約』では、第一条 この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。・記念物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上、又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの・建造物群 独立した建築物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上、又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの・遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの、と定義している、と認識します。

私達当会は、遺跡、並びに、文化財としての遺跡、遺跡たる事象、について、本義的に、公共、であり、即ち、私利的、個別の営利的、並びに、その集合に由来する要素が介在し影響してはならない、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の西欧地域の世界に於いて、西欧地域の文明の中世から近代への転換に係り、私(private)個(individual)に対置して、公共/パブリック(public)が、再構成され、明示的に観念されてきた、と考え得る処、私達人類の日本地域の世界に於いて、日本地域の文明の中世以前の社会に関して、網野善彦氏が、無縁(神仏/アジール(避難所)/公共)~有縁(私有)、の概念で説明するように、古来、文化的、風土的に、公共観念が浸透し、近世、近代、現代に至るまで、暗黙的に、継承されてきたと考え得る処、日本地域に於ける、近年の生活様式の加速度的な変化、風土の崩壊と共に、文化的、風土的な公共の観念も、形式化、明示的な再構成を経由、しないまま、希薄となってきた社会的脆弱性が潜在している可能性が払拭できないことに、留意が必要である、と認識します。

私達当会は、遺跡について、本義的に、遺跡たる事象と異なる事象、例えば、遺跡たる具象と異なる機能と造形、建造物は、不要、である、遺跡に斯かる事象が存在してはならない、と認識します。

私達当会は、長崎県庁舎跡地、について、之が、県庁舎跡地並びに隣接する一帯の土地に於いて、『長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡(長崎奉行所等遺跡、大波止遺跡、築地遺跡、中島川長崎港水中遺跡)』である、且つ、文化財である「記念物」である、又、長崎市と長崎県により「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定され、長崎県の「遺跡地図」に搭載されて周知されている、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡の遺跡としての、発見又は再発見、広範な関係性に於ける体系的な調査、広範な関係性に於ける体系的な保存、広範な関係性に於ける公開する等文化的活用、時に、“憶測の余地のない再建”又は“根拠ある再建”、を完遂し、然るべき後、之に由来して、私達人類にとつての、アイデンティティ(identity)、並びに、ブランディング(branding)、の発見又は再発見、によって、様々な、社会的活用を形成し遂行すること、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、長崎県庁舎跡地、について、長崎県が、当該の遺跡で計画する、現代の、主たる機能、即ち、歴史等の情報発信機能、魅力等の情報発信機能、多目的一研修一講義一プレゼン等の交流支援機能~創業支援、とその為の建築は、長崎県がオープンノベーション等を計画する長崎県警察本部跡地に集約し、実現することが出来る、建設、運用、管理、維持、機能動作の合理性、の全ての関係する局面で効率化が可能となる、同時に、現代の、附随する機能、即ち、交通結節機能、バスペイ待合所、駐車場、は遺跡である土地と空間の外部にその機能と施設を求めること、又、『長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡』に関して、本義に於いて、主として、遺跡としての“土地の造形”にあって修築と“根拠ある再建”の手法と盛土による遺跡保護等により整備し、又、地下遺跡並びに歴史史料に見る造形の現地提示を併用する等行為し、公開する等その文化的活用を行為すること、長崎県が部分的に見積もる、機能と建物の整備費である20億円から30億円のうち相当金額を遺跡整備に転用できる蓋然性が高い、長崎県庁舎跡地並びに長崎県警察本部跡地一帯に於いて、a. 機能と施設 みの単一の現実の現出、現状の図は、小規模の“庭付き機能公園”、と異なり、a. 遺跡、並びに、b. 機能と施設、の二つの現実を同時に現出でき、当該地であって、私達人類に関係する事象の性格の範囲を拡張できる、を提案し要望します。

私達当会は、当該の提案と要望が、私達人類の現代の地球規模の世界の、世界標準、に合致している、と認識します。 ✕

II. 基本的な概念に於いて

1. 私達当会の「長崎県庁舎跡地」への認識

私達当会は、県庁舎跡地並びに隣接する一帯の土地について、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡(長崎奉行所等遺跡、大波止遺跡、築地遺跡、中島川長崎港水中遺跡)として、認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡(長崎奉行所等遺跡、大波止遺跡、築地遺跡、中島川長崎港水中遺跡)の遺跡としての期間について、旧石器時代以降先史時代より、古代、中世、近世、近代、長崎核爆弾被災遺跡、戦後復興、高度成長、安定成長、2017年(平成29年)12月31日に第五代長崎県庁(当該地に於いて第四代)が当該地に於ける地方行政の業務を終了する迄、と認識します。

私達当会は、当該の遺跡の期間に関する認識について、私達人類の当該土地の利用に於いて、先史時代より、長崎地域の民俗的な葬送行為の関連地と認識し得る処、中世末期の西欧地域の私達人類の、日本地域就中長崎地域への来訪により、新しい町建てが行われ、以来、長崎地域の指導、行政、政治、文化、経済の中心地として、その機能を継承し、第五代長崎県庁が地方行政業務を終了するに及び、当該土地に於いて連続的に継承されてきた社会的な働きが停止し、土地の利用の空白が生じたことを以って、連続する歴史の画期と認識することにより、当該の遺跡の期間を認識するものである、と認識します。

私達当会は、当該の遺跡について、当該の土地に、私達人類が課した“働き”により、又、現在、当該の土地に確認できる、私達人類の活動の痕跡の存在、により、当該の事象を、“遺跡”である、と認識します。

私達当会は、当該の遺跡について、その遺構に関し、私達人類の活動平面の形成、長崎の丘の地形である、地山の掘削、土地への盛土、法面の処理、例えば、複数に改修された石垣群等、土木造成、私達人類の継続的な活動に不可欠の複数の井戸の跡、近世/近代/現代の建物やその基礎構造物や付帯施設の痕跡、私達当会が呼称する遺跡としての“土地の造形”、が地上遺跡、地下の埋蔵文化財を含めて明らかになってきた、世界遺産条約は第一条で「文化遺産」の「遺跡」たる資産について「遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの」と定義しており、当該の遺跡にあって、私達人類は、長崎の丘の南端の地形を機能として選択していると考え得る処、地形としての地山も、遺跡の構造物として有意であり、即ち、地形としての地山も、遺跡の遺構であると考え得る、一方、近世に作成された複数の長崎奉行所西御役所の図面に画かれ、発掘調査で検出されていない複数の井戸が、確認でき、又、中世末から近世初頭の教会等施設の遺構や遺物、之等が、未調査の範囲と深度に未検出で存在する可能性が排除できない、その他、盛土の前後関係が合理的に説明できず、イエズス会本部墓地の近代初頭に於ける再発見と発掘と破壊除去、後の再建、の可能性が排除できない敷地内西部盛土部分など、解明には、継続的な調査が必要な主題が複数存在する、遺跡の全体の経緯と実態の解明のために、継続的な発掘調査が必要である、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡(長崎奉行所等遺跡、大波止遺跡、築地遺跡、中島川長崎港水中遺跡)について、当該土地が遺跡であると同時に、先史時代以降の長崎の丘遺跡、中世末期以降近世の長崎旧内町遺跡、中世末期以降近世近代の歴史的な都市長崎遺跡(長崎旧市街遺跡、内町外町、惣町80町、1872年に惣町87町(『長崎の碑Ⅱ—長崎の記憶をほりおこす』2020年3月30日 初版発行 監修 片峰 茂 発行者 長崎県庁跡地遺構を考える会 共同代表:片峰 茂 高見 三明 久留島 浩 稲富 裕和 編集・販売(株)長崎文献社 「万才町遺跡の発掘から見えてきたこと」前長崎県考古学会副会長 宮崎 貴夫 図28 その後の長崎(開国・開港まで) P124)、倉田水樋、海防施設、台場、近代の土地の拡張、埋立、治水、水道)、に共時的通時的に連続して包含される遺跡である、と認識します。

2. 私達当会の“遺跡”への認識

私達当会は、遺跡について、私達人類の過去の活動の痕跡であり、土地を媒体として存在し、遺物の散布、並びに、遺構の存在、を要素として包含する、空間、である、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡たる事象にあって、過去の状態に於いて、保存されている事象である、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡が、私達人類にとって、私達人類が、何らかの過去を再確認する契機となる、同時に、以って、何らかの現在、又は、未来を再確認する契機となる、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡を考察するに際して、ユークリッドの三次元空間、又は、ニュートンの絶対空間、並びに、絶対時間、を、認識します。

私達当会は、遺跡について、私達人類の世界にあって、私達人類の歴史が形成する空間上の実体である“成果”であり、私達人類が、私達人類の感覚器官、即ち、五感(視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚)によって、私達人類の共時的通時的な世界と歴史を感知し、概念としての地理認識、歴史認識を形成する契機と成し得る、唯一の、空間とその構造(関係性)と造形と肌理(テクスチャー)である、“具象”であり、私達人類の個体の行為に由来する意味、と、私達人類の集団の行為に於ける意義、を包含して成立する、社会的な記憶装置であり、私達人類の文化の継承と創造の根源であり得る、根本的な「社会的共通資本」である、と認識します。

私達当会は、遺跡について、様々な経緯による、私達人類の忘却、に由来する、私達人類の意図の断絶、例えば、旧態の埋納や放棄、としての事象であり、未完成や崩壊や破壊や改変、であり、古典的な建築が内部に閉じた空間を構成することに対して、概ね、遺跡は開いた空間を構成し同時に連続する空間に包含されている、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡は、私達人類にとって、私達人類の世界にあって、宇宙並びに太陽系のエネルギー系並びに地球の自然、一方で、私達人類の人工、の双方の在り方を備える、具象、であり、私達人類が、宇宙と地球の自然、私達人類の人工、に対比する、第三の存在である、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡は、私達人類にとって、地球の自然と私達人類の過去を表象し、同時に、地球の自然の、当該の地点—当該の空間に関する古層、並びに、私達人類の存在に関する古層、を示唆する、私達人類が、宇宙と地球上に、共時的通時的に連続して存在する、空間上の、“定点”、として認識し得る事象である、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡は、当該の空間に於いて、遺跡の個別の要素の配置によって、遺跡のランドスケープを形成し、当該の遺跡と他の要素、地球の自然、他の複数の遺跡、私達人類の人工造形、によって、個別の遺跡のランドスケープを包含する、より大きな遺跡のランドスケープを形成する、遺跡のランドスケープの概念は、遺跡に関係する、共時的通時的、地理的歴史的文化的その他の事象の様々な、関係性、を表象する、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡は、私達人類の世界にあって、最も、所謂、“サイト・スペシフィック”、である事象であり、“ここにしかない”—“ここではない”、事象である、と認識します。

私達当会は、“サイト・スペシフィック”(場所の固有性を重視する。「場所の特性」にはその土地の環境や生活空間、歴史的、政治的、文化的な場の成り立ちまで含まれ、作家はそれらの諸条件に注目し、作品に組み込む。)、たる概念について、之が、普遍性概念によって、地球規模で敷衍される、モダニズム建築とモダニズム建築により形成される環境、私達人類の活動の空間、を背景に、アートの分野で、近年、着目される概念である、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、私達人類の世界、私達人類の事象、に関して、過去、現在、未来、へと、共時的通時的な、連続、を措置しなければならない、私達人類の措置が、私達人類の、又、私達人類の事象の、断絶や断裂、を生起してはならない、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、私達人類の事象の、連続、によって、私達人類にとっての、“幸福”、を獲得することができる、と認識します。

私達当会は、遺跡について、日本国は、日本国の文化財行政に於いて、遺跡の発掘等調査に関して『庁保記第七五号 平成十年九月二十九日 各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」』 ……(省略)

「(別紙1) 発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1)遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲(外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲)とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺構の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2)……(省略)

(3)……(省略)」

「(別紙2) 記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1)工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

- 1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。
- 2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合

や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。
○道路等（省略） ○ダム・河川（省略） ○恒久的な盛土・埋立（省略） ○建築物（省略）

(2)いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「立会工事」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。」

と明示している、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡に於いて、遺跡に関係する土地に関して、遺跡の時代や性格等を考慮し、広場や高度等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡に於いて、遺跡の実態の確認、遺跡の性格の把握、之を基盤とする、遺跡の保存並びに公開する等その文化的活用、の観点より、保存と活用の為の発掘等調査等において、遺跡の範囲の全域の発掘等体系的調査を行なうこと、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡に於いて、日本地域の私達人類が、建築、敷設、切土、盛土等により、遺跡が「破壊される場合」、遺跡に「影響を及ぼすおそれがある場合」、又は、遺跡が「損壊したのに等しい状態となる場合」(『庁保記第七五号 平成十年九月二十九日 各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)』(別紙2))に関して、遺跡に影響する行為を回避し、即ち、遺跡について、日本国の文化財行政の本来のあり方である、遺跡の確実な「現状保存」を実現する方途を選択すること、を提案し要望します。

3. 私達当会の『県庁舎跡地整備基本構想(素案) 令和3年9月 長崎県』への認識

私達当会は、長崎県(地域振興部 県庁舎跡地活用室)が提示する『県庁舎跡地整備基本構想(素案) 令和3年9月 長崎県』について、以下、認識します。

(1) 私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、長崎県は、県庁舎跡地を、漸次、長崎地域の私達人類の感触を確認しながら、現代設計に係る、“施設包含型都市公園”、のミニチュア版、且つ、現代版の、一般的な、“都市公園”として、造形し、現代の私達人類の欲求を満足する機能を現代に建築する建物に具現して整備する方針である、と認識します。

※ “施設包含型都市公園”：代表例として、英国、ロンドンのリージェンツ・パークを参照し得る：リージェンツ・パーク(The Regent's Park)(開園:1845年)は、ロンドン北部にある、王立公園(Royal Park)およびその周辺の名称であり、総面積は166ヘクタール(410エーカー)、自然公園内に、屋外劇場、運河、庭園、動物園、スポーツ施設、学校、又、複数の歴史的建造物、があり、ロンドン市民の憩いの場となっている、隣接するプリムローズ・ヒルと地続きで一体化している、と云います。…… : Wikipedia「リージェンツ・パーク」最終更新 2021年5月9日(日) 00:33 より要約)

(2) 私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、長崎県は、県庁舎跡地の整備に於いて、当該土地の実態並びに現実が、私達人類にとっての“サイトスペシフィック”である「遺跡」たる“ここにしかない”事象であるにもかかわらず、遺跡の部分である遺構としての石垣を保存して公開して活用するのみであり、総体として、私達人類にとっての遺跡たる事象を、私達人類の世界に、体系的に、継承し、活用する、観念並びに概念並びに方法、が欠落している、と認識します。

(3) 私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、「6. 2 利活用のイメージ(素案 P28) パース図」を見ても、長崎県が企画する、県庁舎跡地の整備の様式は、遺跡の遺構である石垣を保存して提示する処、他に、遺跡の要素は存在しない、総体として、現代設計の手法による造形である、と認識します。

(4) 私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、県庁舎跡地に於ける、長崎県の構想には、当該土地が遺跡であるにもかかわらず、遺跡の遺跡としての保存と活用が、発見できない、即ち、遺跡を、遺跡、又は、文化財、として保存し公開する等活用し、然るべき後、さらに、私達人類の遺跡たる事象を、社会的に、多角的に、活用する、との、連続的な、概念が、発見できない、と認識します。

(5) 私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、県庁舎跡地に於ける、長崎県の構想は、当該土地の事実が遺跡であるにもかかわらず、私達人類の遺跡であるとの事象の把握、遺跡であるとの概念を、遺跡の要素の一つである、遺構としての、石垣の提示、に置換し、私達人類の遺跡たる事象の把握と概念を、断裂し、断絶し、拒絶し、拒否している、と認識します。

(6) 私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、県庁舎跡地に於ける、長崎県の構想について、之が、私達人類の世界にあって、“施設包含型都市公園”のミニチュア版の、一般的な、“都市公園”である、と認識します。

私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、県庁舎跡地に於ける、長崎県の構想について、之が、私達人類の世界にあって、既存の、長崎市の「出島表門橋公園」の延長としての実態と機能しか、構成しない、と認識します。

私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に関して、県庁舎跡地に於ける、長崎県の構想について、之が、出島遺跡の有名性に依存した、整備の実態、政策、となっている、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡と出島遺跡は、歴史的経緯も性格も異なる、関係性はあるが、別の遺跡である、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡について、この地が、古来葬送に関連する民俗的な土地であり、西欧地域の私達人類の長崎への到達により、町立てがあり、長崎地域のとしての、指導的な位置付けを獲得して以来、一貫して、その形態と機能を継承し、現代に至ったのであり、出島遺跡について、特別な意味はあるが、一貫して、付帯施設に過ぎない、出島たる形態と機能が、相対的に、遅く出現して早く機能終息している、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、県庁舎跡地一帯、即ち、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、の整備について、当該の土地の利用の関係性を視覚的に提示し、当該の歴史の本来の在り方を提示すれば、私達人類に於いて、私達人類の「我が国の歴史の正しい理解」を敷衍することとなる、その方法は、唯一、出島遺跡が遺跡の形態に於いて提示している実態に呼応して、同じ規範に於いて、即ち、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡を遺跡の形態に於いて現出することである、茲に於いて、私達人類は、何ら現代の作為を介在せず、私達人類の、当該の土地の利用の歴史的な関係性を、長崎奉行所西役所等遺跡の石垣の度重なる修築と継承など、現実的、立体的な存在感を伴って、視覚的、必然的に、再現することができる、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、従来、長崎地域の私達人類が、利活用していなかった、歴史的実態と意義の再確認による、私達人類の活動の範囲と方向性の拡張を生起し、私達人類の新たな事象の創生を誘発する、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の成す、この方法が、世界標準の評価を獲得する、と確信します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、私達人類の成す、当該の土地、当該の遺跡に関係する、踏般の社会的な活動にあって、斯かる当該土地の実態を基盤として、之を、営為することが、私達人類にとって、より有意である、と認識します。

(7) 私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、遺跡が遺跡であっては、何も、出来ない、から、遺跡が遺跡であるからこそ、色々、出来る、へ、私達人類の事象を再構成すること、を提案し要望します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、当該の、私達人類の事象の再構成、によって、現出する、私達人類の世界が、私達人類の世界の世界標準の評価を獲得する、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、当該の再構成を行為することに関して、私達人類は、恒久的に、共時的通時的に、普遍的な、私達人類の事象を獲得することができる、と認識します。

4. 私達当会の考察と提案と要望

(1)私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に於ける、県庁舎跡地に関する、長崎県の構想、企画は、“施設包含型都市公園”のミニチュア版の、一般的な、“都市公園”であり、遺跡の“サイトスペシフィック”である社会的特性を、全く、活かしていない、勿体ないかぎりである、私達人類の歴史の空間上の成果である、遺跡たる私達人類の資産を、ドブ、に捨てる行為である、と認識します。

(2)私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』に於ける、県庁舎跡地に関する、長崎県の構想、企画について、之が、「長崎水辺の森公園」と同義であり、之を、名称するならば、“長崎芝生の丘公園”である、ここには、遺跡であることに起源する、私達人類の個体の行為に由来する私達人類の個体にとっての“意味”も、私達人類の集団に関する“意義”も、概ね、生起しない、と認識します。

(3)私達当会は、『県庁舎跡地整備基本構想(骨子案)～(素案)』に於いて、長崎県は、県庁舎跡地に関係する、歴史、又は、当該の歴史を活かすことに、反復して、言及しつつ、私達人類の歴史の空間上の成果である、遺跡たる空間を、捨象することは、自己矛盾を現象している、と認識します。

(4)私達当会は、皆様に、『県庁舎跡地整備基本構想』に於いて、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡に関して、之を、遺跡として、又は、文化財として、受容し、保存し、整備し、公開する等活用し、“根拠のある再建”の手法により、遺跡の破壊部分を修復し、さらに、私達人類にとっての、遺跡により生起する、私達人類とこの土地、地域、に関係する、アイデンティティの発見、再発見、並びに、私達人類に於ける、当該の認識の形成、私達人類にとっての、遺跡により生起し得る、私達人類の事象に関係する、ブランディングの発見、再発見、並びに、私達人類に於ける、当該の認識の形成、によって、社会的に、多角的に、活用すること、を提案し要望します。

Ⅲ. 個別の概念に於いて

1. 遺跡について

(1) 対話する遺跡～遺跡による思考

私達当会は、遺跡について、例えば、それが、一番の優品であり、事象を代表する事象、ではなくとも、偶然、それに気付いた私達人類、又は、私達人類の個体に作用を与えるもので、同時に、私達人類、又は、私達人類の個体の問い掛けを受け、対話する遺跡、として、遺跡を、保存し活用すること、を提案し要望します。

私達当会は、遺跡について、この場合、遺跡が、暗黙的な真正性と完全性によって、規定を予定されればそれでよく、例えば、世界遺産のように、真正性と完全性による規定が、明示的であり、且つ、代表主義、優品主義、で選別される、必要、必然性、はないのである、と認識します。

(2) 文化財保護法に於ける遺跡たる事象への認識

私達当会は、遺跡について、文化財保護法上の、「記念物(遺跡)」「有形文化財(建造物)」「文化的景観」「伝統的建造物群」「埋蔵文化財(土地に埋蔵されている文化財:第九十二条)、の範囲が、遺跡、に相当する、又、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は「選定保存技術」として選定し、その保持者及び保存団体を認定している(第一四七条)、と認識します。

私達当会は、遺跡について、文化財保護法上の、「記念物(遺跡)」は「歴史上又は学術上価値」、「有形文化財(建造物)」は「歴史上又は芸術上価値」、によって規定され、「埋蔵文化財」は「土地に埋蔵されている文化財」と明文して規定されている処、歴史的に、「記念物(遺跡)」は歴史上価値、「有形文化財(建造物)」は芸術上価値、に主点がある、「文化的景観」「伝統的建造物群」「埋蔵文化財」は複合的な文化財又は文化財の状態である、と認識します。

(3) 文化財保護法に於ける遺跡たる事象への認識 — “地上遺跡”と“地下遺跡” —

私達当会は、遺跡について、私達人類にとって、「記念物(遺跡)」「有形文化財(建造物)」「文化的景観」「伝統的建造物群」は、通常、目に見える、“地上遺跡”、であり、「記念物(遺跡)」「埋蔵文化財」は、通常、目に見えない、“地下遺跡”である。私達人類の行為に於いて、“地上遺跡”は、再発見(再評価)、調査、保存、活用、が私達人類の行為であり、之は、私達人類に関する事象の“継承”であり、“地下遺跡”は、探索、発見、再発見、調査、保存、活用、が私達人類の行為であり、之は、私達人類に関する事象の新しい“発見”である。私達人類の遺跡の活用の形態は、“継承”と“発見”では、自ずから、異なる、と認識します。

私達当会は、遺跡について、私達人類にとって、“発見”にばかり価値があるのでではなく、“継承”にも同等の価値がある、と認識します。

私達当会は、遺跡について、“発見”がないから、破壊、攪乱して良いとはならない、遺跡は、“継承”するべきものでもある、就中、地上遺跡は、“継承”たる私達人類の行為が中心となる、と認識します。

私達当会は、県庁舎跡地一帯の、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡(長崎奉行所等遺跡、大波止遺跡、築地遺跡、中島川長崎港水中遺跡)について、之が、地上遺跡が中核となっている、即ち、“発見”以前に“継承”すべきものである、と認識します。

(4) 世界遺産条約に於ける遺跡たる事象への認識

私達当会は、遺跡について、『世界遺産条約』では、第一条 この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。・記念物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上、又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの・建造物群 独立した建築物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上、又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの・遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの、と定義している、と認識します。

(5) 遺跡の要素である遺構の“展示”

私達当会は、遺跡について、遺跡に関する、遺跡の要素である遺構の“展示”は、それが、遺跡であること、又は、かつて、遺跡であったこと、の“証拠物件”の“展示”である、又は、“説明”である、又は、“記号”である、私達人類にとっての、一連の連続性、総体の事象である、遺跡、とは、異なる、と認識します。

私達当会は、遺跡について、遺跡たる事象を、“証拠物件”又は“説明”又は“記号”の展示へと、矮小化することがあってはな

らない、遺跡たる事象、と、“証拠物件”又は“説明”又は“記号”の展示を、混同、同化、してはならない、と認識します。

(6) 『国際長崎遺跡公園都市構想』について

私達当会は、過去の複数の長崎県知事並びに長崎市長並びに関係部門の長に提出した、遺跡の保存と活用に関する『要望書』、又、長崎県議会議長、又、長崎市議会議長に提出した、遺跡の保存と活用に関する『陳情書』に於いて、皆様に、『国際長崎遺跡公園都市構想』を提案し要望しています。

私達当会は、『国際長崎遺跡公園都市構想』に於いて、『長崎先史時代—古代—中世遺跡群構想』『長崎キリシタンの里構想』『都市長崎遺跡構想』、又、『九州国立博物館長崎総合博物館構想』『長崎带状緑地構想』を包含し、『長崎の丘—帯先史時代—中世遺跡群遺跡』『中世本尾城—近世庄屋高谷氏居館—近代浦上天主堂—近世近代石神の石切場—帯遺跡群遺跡』『長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡』『桜町地区遺跡群』『長崎近世外港内港海防遺跡群』『長崎製鉄所等遺跡群遺跡』『小曾根築地遺跡』『養生所/(長崎)医学校等遺跡』並びに『長崎病院遺跡』『長崎核爆弾被爆遺跡』の個別遺跡の保存と活用を、提案し要望しています。

私達当会は、『国際長崎遺跡公園都市構想』に於いて、私達人類の活動の空間について、私達人類の生活の空間、又は、都市空間、に、遺跡と地球の自然を再現するのではなく、地球の自然と遺跡のなかに、私達人類の生活の空間、又は、都市空間、がある、と、概念する、私達人類の活動の空間に関する構想である、と認識します。

私達当会は、当該の、地球の自然と遺跡のなかに、私達人類の生活の空間、又は、都市空間、がある、とする、概念について、地球の自然、と、遺跡、と、私達人類の生活の空間、又は、都市空間、の関係の実態を表象している、と認識します。

私達当会は、遺跡について、空間とその構造(関係性)と造形と肌理(テクスチャー)であり、私達人類の活動の空間、又は、都市空間、並びに、地球の自然、を呑み込んで、拡張する、升目のない巨大なジャングルジム空間、であり、遺跡の遺跡としての実態と歴史を基盤として、例えば、私達人類の「遊び」「飾り」「アニミズム」又「軽み」に於いて現出する事象であり、これが、日本地域の文化の文脈に於ける、遺跡の存在の在り方であり、茲に於いて、日本地域の文化の特質を世界に表象し得る、世界標準、にあつて、見るべき遺跡となる、と認識します。

私達当会は、遺跡について、当該の概念に於いて、結果として、一つの私達人類の活動の空間にあつて、地球の自然、並びに、遺跡、並びに、私達人類の活動の空間、市街、田圃、菜圃、が共存する、と認識します。

私達当会は、遺跡について、その把握と継承に於いて、例えば、専門家が、日本美術/文化/精神性/歴史学、に於いて、「遊び」「飾り」「アニミズム」(辻惟雄 1932(昭和7年)年6月22日～(89歳):美術史学:『奇想の系譜』、他)、日本文化の「たおやめぶり」と中国文化の「ますらおぶり」(河野元昭 1943年(昭和18年)7月20日～(78歳):琳派研究:静嘉堂文庫美術館館長)、日本の社会構造の「無縁」と「有縁」(網野善彦 1928年(昭和3年)1月22日～2004年(平成16年)2月27日(76歳):歴史学、中世日本史:『無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和』)等と、分析していることを認識します。

私達当会は、地方地域の文化と社会について、これ等の視点、他の視点、又は、様々な領域を超領域的に再構成した視点、に於いて分析を進め、提示、表象するならば、日本地域の中央文化との連続性や近親性、類似性、又は、断裂、分断、特異性、独自性、その他の傾向、に於いて、日本地域の文化を表象する、一つの事象、例えば、現代のアート、となる、と認識します。

私達当会は、私達当会の遺跡の保存と活用の提案と要望について、私達人類の世界にあつて、之が、私達人類にとって、最善の事象の一つである、と認識します。

私達当会は、例えば、私達当会の長崎地域に関する遺跡の保存と活用の提案と要望の実現によって、私達人類の世界の、長崎地域に於いて、最悪でも、美しい自然と遺跡の中に息づく、私達人類の活動の空間、斯かる、未来の都市長崎、が残る、と認識します。

私達当会は、私達当会が、皆様に提案し要望する『国際長崎遺跡公園都市構想』について、その詳細を、私達当会が長崎県知事、並びに、長崎市長、に、過去に提出した、複数の「要望書」、長崎県議会議長、長崎市議会議長、に、過去に提出した、複数の「陳情書」に、記載しています(『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書(陳情書)(連番)—(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)』、『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書(陳情書)(連番)—(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)』)、どうぞ、ご参照下さい。

(7) 近代以降のモダニズム建築

私達当会は、私達人類の世界の西欧地域の人類の世界に出現した、近代以降の、モダニズム建築、即ち、木材を用いた架構式構造、石材や煉瓦を用いた組積式構造、による建築に対する、鉄筋コンクリートを用いた、スラブ(床)・柱・階段による建

築(ル・コルビュジエ 1887年10月6日～1965年8月27日(77歳):1914年「ドミノシステム」を提唱:1927年「新しい建築の5つの要点(近代建築の五原則)」①ピロティ②自由な設計図(自由な平面)③自由なファサード(自由な立面)④水平連続窓(水平横長の窓)⑤屋上庭園をアルフレッド・ロートの『Zwei Wohnhäuser von Le Corbusier und Pierre Jeanneret』の序文にて発表、1926年『クック邸』、1931年『サヴォア邸』)、とその都市の概念(ル・コルビュジエ:1922年サロンドートヌ『300万人の現代都市』、1925年『ヴォアザン計画』、1930年『輝く都市』:低層過密な都市よりも、超高層ビルを建て、足元に緑地を作ったほうが合理的であるとする、同時に、ゾーニングの手法を展開)は、開始より、凡そ、100年、日本地域で広範に行われ始めて、凡そ、70年、となるが、私達人類にとっての態様は、未だ、試行段階であり、最善ではない、又は、私達人類は、モダニズム建築の大衆化、敷衍、の過程にあって、前進を停滞してきたのかもしれない、モダニズム建築に於いて、私達人類は、私達人類の未来へ向けて、様々な、試行の可能性に開かれている、と認識します。

(8) サイト・スペシフィックと遺跡

私達当会は、私達人類について、私達人類は、私達人類の活動の空間に於いて、私達人類について、私達人類は、私達人類にとって、普遍的であると認識し得る、モダニズム建築の手法の敷衍により、その土地と私達人類の風土とその空間の特異性を喪失してきた処、私達人類にとって、普遍的であると認識し得る、私達人類の近代以降の芸術並びにアートに於いて、私達人類にとっての普遍性を逸脱して、サイト・スペシフィックという手法によって、遺跡に接近してきた、しかし、私達人類が、その土地と私達人類の風土とその空間による、その土地の遺跡を再発見して、保存し公開する等活用し、遺跡を継承するようになった現在では、私達人類の世界にあって、私達人類にとってのサイト・スペシフィックたる要素は、遺跡に於いて、特に、顕著である、と理解し得る、私達人類の世界にあって、その土地の遺跡、並びに、私達人類の風土とその空間、が、私達人類にとって、十分に継承されて現存する、私達人類の地域に於いて、当該の地域の私達人類にとって、アート、並びに、例えば、建築が、サイト・スペシフィックである必然性と必要は、今や、ないので、斯かる私達人類の地域に於いては、アート、並びに、例えば、建築は、再び、自由に、普遍的であって良いのかもしれない、私達人類の近代以降の手法が突出し、その土地と私達人類の風土とその空間の特異性を喪失した私達人類の地域の私達人類にとって、アート、並びに、例えば、建築が、当該の地域の私達人類の特異性を表象する事象として、サイト・スペシフィックである必然性と必要があるかもしれない、と云って、私達人類の世界の各地域に於いて、普遍的に、あまねく、アート、並びに、例えば、建築が、サイト・スペシフィックでなければならない、と云うことはないのである、と認識します。

(9) 遺跡と私達人類の、芸術、又は、アート

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、遺跡で、祈り、追悼することができる、遺跡を、発見し、再発見し、根拠があれば、遺跡を再建することができる、しかし、私達人類が、遺跡を造ることはない、なぜなら、遺跡は、芸術、又は、アートではないからである、私達人類は、芸術、又は、アートを造ることで、祈り、追悼することができる、しかし、私達人類にとって、造ることは、芸術、又は、アートの役割である、私達人類が、遺跡を造ることはない、私達人類は、遺跡に、私達人類の、芸術、又は、アート、の要素を発見することができる、と認識します。

(10) ストーン・ヘンジ

私達当会は、英国南部のソールズベリーから北西へ約13kmに位置する先史時代の遺跡であり、1986年に世界遺産に登録された、ストーンヘンジ(年間800万人の訪問者)について、記録にある最初の調査/改修は1798年、1900年に大規模な調査/改修が行われ、国有化されたあと、1919年、1920年、1958年、1959年、1964年、にも、大規模な改修が行われ、英ケンブリッジ大学の考古学記録の保管人で作家のクリストファー・チッペンデル氏は、1964年の時点でほぼすべての石は動かされ、地下で、コンクリートにより固定された、という、これらの改修に際して、十分な考古学的方法による調査は行われていない可能性を否定できないようであり、再調査はほぼ不可能であろう、という、イングリッシュ・ヘリテッジで上級考古学者を務めるデイブ・バッチェラー氏によると、公式ガイドブックに記されてきた復元の歴史に関しては、1960年代に省かれるようになったという、..又、70年代には、隠蔽体制が確立されたといわれている、その背景には、観光収入への期待感があったのだと想像されるが、説明不足は否めない、後ろめたいことが何もなかったとしても、今となっては、復元を大胆にやり過ぎた印象は拭えない、近年、私達人類の世界で、当該の改修に関して、疑惑が広がり、英国政府、並びに、当該遺跡を管理する、イングリッシュ・ヘリテッジは、当該の改修について、情報公開し、説明することが社会的に求められている(参照:「ストーンヘンジの不都合な真実」水守 啓 2016.11.08 00:12)、とされている、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、私達人類は、私達人類の世界に於いて、私達人類の様々な意図に由来して行為してきた処、私達人類が、私達人類の世界の現在、そして未来に於いて、在り得る、私達人類の世界の、世界標準、に基づいて行為すること、を提案し要望します。

(11) パラダイム・シフト

私達当会は、私達人類の世界の西欧地域の近代に於けるモダニズム建築に於いて、創生当時、その土地に固有の自然、並びに、建築に於ける普遍的な様式、の連続性、を重視したが、モダニズム建築の大衆化の過程で、自然と人工の連続性の概念は希薄となり、人工による効率が注目された、私達人類の世界に於いて、私達人類は、自然と人工の再近接に関して、私達人類のアートの世界に於けるサイト・スペシフィックの概念などを巻き込んで、仮託的、又は、時限的(インスタレーション)な方法をも包含しつつ、多角的に、その努力を継続している、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、地球の自然と遺跡の中に、私達の人類の活動の空間、又、都市、を形成することは、モダニズム、私達人類の近代の概念に於ける、自然の個別性と私達人類による抽象を経由する人工に表象する普遍性の二極構造から、自然の個別性と遺跡の風土性と人工の普遍性の三極構造に、パラダイム・シフトすることであり、私達人類の世界の外力による歪み(ストレス)の一つの局面を、私達人類の活動の空間に関して、遺跡の風土性たる空地(くうち)に於いて、構造的に解決することができる、と認識します。

私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、当該の、パラダイム・シフト、を行為すること、を提案し要望します。

(12) 風土

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、近代の様相に関して、日本地域では、西欧地域がそうであったように、中世キリスト教文明の近代自我による超克、断絶、などの局面は希薄であり、私達人類の世界が、近世から近代、現代にかけて、連続的に推移する処、地球の自然と私達人類の人工の関係性によって成立する地域の風土の継承は、之が、日本地域、並びに、日本地域の私達人類にとって、過去に於いても、現代に於いても、未来に於いても、必然的な事象である、と認識します。

(13) 例えば、医学と科学技術、又、重商主義

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、例えば、医学/医術は、今までの処、私達人類の個体の存在を行為の対象として、治療、と云う意味では、地球の自然である私達人類の自然治癒力を補助することでしか、機能し得ない、科学技術、並びに、近代的な産業は、今までの処、宇宙と太陽系のエネルギー系、並びに、地球の自然の存在を行為の対象として、宇宙と太陽系のエネルギー系、並びに、地球の自然の存在、並びに、その動作、を補助する、との思想はない、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の世界の西欧地域の文明に於ける、人間至上主義 (Human supreme principle)、人間中心主義 (Anthropocentrism)は、このように、思考に、振れを生起している、私達人類の個体の生命が有限であることを理解するとしても、宇宙と地球の自然について、私達人類のマクロとミクロの活動領域の拡張に於いて、之を、無尽蔵、と認識、又は、仮借している、至上に仮託するが如き、競争に於ける勝利、との観念により、事象を正当化してきた処、当該の体系には、私達人類の世界の拡大による限界がある、と云わざるを得ないのではないか、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、例えば、当該の体系が、ユダヤ・キリスト教の旧約聖書の創世記に記される言説を契機とする創造観に由来するならば、例えば、ユダヤ・キリスト教の文化圏以外に、一般的と考え得る、アニミズム的な、事象が対等である世界観では、至上、例えば、競争原理、等と、競争が原理化する如き体系は生起しないのではないか、私達人類の地球規模の世界に於いて、私達人類の世界に、私達人類に於ける特殊が、敷衍していると認識し得る、斯かる状況は、私達人類の普遍性概念と如何なる関係性にあるのか？、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、現代の私達人類の世界に関して、私達人類は、例えば、私達人類の世界の、西欧地域の文明に於ける、中世から近代への、近代的自我による、キリスト教的中世的事象の超克、の成果である、と認識し得るのか？、西欧地域の文明に於ける、中世の重商主義(自己が対他者優位の位置に存在することが主題である、最終的な手段は戦争などの力)が、科学技術の衣を纏った事象である、近代的、と云うよりは、中世的、である、のではないかと認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の概念する、対他者優位、とは、最終的に、至上、であるから、人間至上が、自己至上、に転化する、この場合、超克する対象は、自己ではなく他者である、競争に於ける勝利、とは、重商主義の主題であり、私達人類の勝利への努力に於いて正当化され称揚され、重商主義の社会に是認されるかもしれない、と認識します。

○『人間中心主義』 人間中心主義 (Anthropocentrism)とは、自然環境は人間によって利用されるために存在するという信念のことである。 [概要] 自然環境は人間が利用するための存在である、もしくは人間がもっとも進化した存在であるという人間中心主義 (Anthropocentrism)は、…… 人類学においては、1920年代まで進化主義や社会進化論の影響のもと人間中心主義が存在したとされる。 ⇨ 非人間中心主義、Deep ecology、Gaia theory、Gaia hypothesis …… [ユダヤ・キリスト教の創造観] ユダヤ教、キリスト教の創造観は、旧約聖書の創世記に記される「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ。海の魚、空の鳥、地の上を這う生き物を全て支配せよ(「従わせよ」「支配せよ」：ヘブライ語原語「kabash」は「鞭打って血を流してでも従わせる)、の意(村上陽一郎)」による、「人間は自然を支配することを神から許されている」と信じてきたユダヤ・キリスト教が文明を築く中で、自然破壊が進んできた(松平 功)、東洋においても獣や虫に関わる言葉を他民族に当てはめる「自民族中心主義」が存在する。 …… : Wikipedia「人間中心主義」最終更新 2021年4月2日(金)00:10 より一部抜粋要約)

私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、遺跡を、遺跡として、又は、文化財として、発見し、再発見し、調査し、保存し、公開する等文化的活用を行為すること、を提案し要望します

(14) ただ、ひたすら、無言である遺跡

私達当会は、遺跡について、遺跡は、自己を説明しません、遺跡は、何かを展示しません、遺跡は、例えば、テレビジョンのように、何ものかを発信しません、遺跡は、私達人類が、参集することを要求しません、ただ、ひたすら、無言です、それが、遺跡です、それが、遺跡たる事象です、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、事象を理解しましょう、それが、事象一般の、世界標準に於ける、評価に繋がるのではないのでしょうか、と認識します。

(15) 否定される遺跡

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、遺跡に於いて、遺跡と異なる事象、例えば、遺跡に、展示や説明や発信や交流その他の“機能”を要求することは、遺跡を、遺跡たる事象を、否定する行為である、と認識します。

私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、現にそこにある遺跡に関して、遺跡であることを、否定する行為を選択し、又は、之を、是認しないこと、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、私達人類の個体の思い入れや欲求を追求することは、もっともである処、もっと、他者、自己以外の事象の個性を、大切にしましょう、と提案し要望します。

(16) 畏れ、文化的倫理観、文化的節度

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、遺跡に於いて、遺跡に、遺跡と異なる事象、を、附加しないことは、私達人類の、前近代的な意識に於いて、私達人類の、畏れ、であり、私達人類の、近代的現代的な認識に於いて、私達人類の、文化的倫理観、文化的節度である、と認識します。

(17) 近代的現代的な文化的認識

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、遺跡に関して、モダニズム建築とその私達人類の活動の空間、例えば、都市、に於いて、之を、遺跡として、空間構成すること、遺跡であることのランドスケープとして把握し行為すること、遺跡と異なる事象、例えば、行政施設、学校施設、産業用途、都市型蓄積施設(図書館、博物館、美術館)、停車場、駐車場、住宅施設、その他の明示的近代的確定機能共用施設、として、之を、附加し、空間構成しないこと、は、私達人類の近代的現代的な文化的認識である、と認識します。

(18) 『文化財保護法』並びに『都市公園法』より

○ 情報 『都市公園法』

私達当会は、遺跡について、日本の国法である『都市公園法』にあって、都市公園に設けることのできる施設である「公園施設」に「教養施設—遺跡等(古墳、城跡等)」を掲載し、法律上、都市公園に存在し得る施設として認められている、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、個別の遺跡である“遺跡記念公園”を、総体として『国際長崎遺跡公園都市構想』を、提案し要望しています。

私達当会は、私達当会の提案と要望について、既存の日本の国法である『文化財保護法』並びに『都市公園法』(都市公園に設けることのできる施設である「公園施設」に「教養施設—遺跡等(古墳、城跡等)」を掲載する：関連 Ⅲ-2-(16))に合致し、遺跡が、都市に、又は、都市的に、存在する事象として、日本の国法に、認められた事象であり、私達人類の世界に、共時的通時的に、普遍的な形態であり、正統的な事象であり、私達人類の活動の空間として、あり得る事象である、と認識します。

2. 県庁舎跡地整備（県庁舎跡地、県警本部跡地、隣接地）に関する個別の事象について

(1) 説明、展示、発信、交流、挑戦、バスベイ、待合所、駐車場、等、機能とその施設、について

私達当会は、遺跡の土地の範囲と空間の範囲内に於いて、説明、展示、情報発信、交流支援、創業支援、交通結節（バスベイ、待合所）、利便（駐車場）、等、現代の私達人類の欲求する、現代の機能、並びに、当該機能に関する建物等施設、は、不要である、何故ならば、それは、遺跡ではないからです、何故ならば、それは、遺跡を阻害するからです、と認識します。

私達当会は、皆様に、説明、展示、情報発信、交流支援、創業支援、交通結節（バスベイ、待合所）、利便（駐車場）、等、現代の“機能”は、遺跡の土地の範囲と空間の範囲の外部、例えば、長崎県警本部跡地（説明、展示、情報発信、交流支援、創業支援、利便（駐車場）、等）、や、周辺市街（交通結節（バスベイ、待合所）、利便（駐車場）、等）、に充用を措置すること、を提案し要望します。

(2) 遺跡の土地の範囲と空間の範囲内に於ける、植生について（6.2 利活用のイメージ（素案 P28） パース図）

私達当会は、遺跡である土地への植栽について、遺跡は、遺跡の土地の範囲と空間の範囲内の全体が遺跡であり、一般的に、地上に見る樹木の姿は好ましいが、一方で、地下に於いて、植栽、樹木、芝生、の根が、遺跡とその遺構を破壊する、植栽が遺跡の遺跡としての性格に相反する場合もある、と認識します。

私達当会は、県庁舎跡地の石垣上の西部の、旧長崎警察署建物に相対する一帯の、樹木について長崎県は、之を、当該一帯の石垣の保全に悪影響があるため、2021年5月27日～7月6日にかけて、伐採した処である、現在、根はそのまま残してあるが、抜根は、遺跡の破壊となるため事前の発掘調査が必要となる、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、現代の遺跡の整備に於いて、遺跡に於ける植生に関して、原則である前提として、遺跡の土地の範囲と空間の範囲内の全体に於いて、樹木、芝生、その他の植生の植栽を、行わないこと、を提案し要望します。

(3) 遺跡の土地の範囲と空間の範囲内に於ける、飲食機能について

私達当会は、皆様に、遺跡の土地の範囲と空間の範囲内に於ける、飲食甘味提供機能について、之を提供せず、隣接する、又、近隣の市街の当該機能によって、当該機能を充足すること、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、遺跡の土地の範囲と空間の範囲内に於ける、飲食甘味提供機能について、時に応じて、之が、必要な場合は、恒久的、又は、一時的な、固定施設を不要とする、民間のキッチンカー（フードトラック）や引車等の運営を許可すること、を提案し要望します。

(4) にぎわいへの措置

私達当会は、長崎県庁舎跡地に於けるにぎわいについて、県庁舎跡地には、遺跡があるのだから、遺跡以外のことを造形しなくてよい、県庁舎跡地には、当該地での私達人類の活動者は、誰もいないのだから、よしんば、県庁舎跡地ににぎわいがなくとも誰も影響を受けない、困らない、とすれば、にぎわいを必要としているのは、隣接近隣の市街である可能性がある、にぎわいの措置は、県庁舎跡地の外部効果としてより、にぎわいを必要としている所に、直接、個別事象に相対して個別適宜に措置する方法が、確実で、的確であり、連続的、持続的、である、と認識します。

私達当会は、長崎県庁舎跡地一帯に於けるにぎわいについて、県庁舎跡地ににぎわいを創出するより、例えば、隣接/近隣市街に、にぎわい、を創出することを優先すること、を提案し要望します。

私達当会は、長崎県庁舎跡地一帯に於けるにぎわいについて、そうすれば、周辺市街のにぎわいの外部効果により、整備された県庁舎跡地にもにぎわいが生まれる、と認識します。

(5) これは、遺跡ではない（6.2 利活用のイメージ（素案 P28） パース図）

私達当会は、「6.2 利活用のイメージ（素案 P28） パース図」に於ける県庁舎跡地のイメージは、既に、遺跡ではない、遺跡内に建物はいらない、せつかく、大きな空間、大きく使える空間、スッキリした空間が、細切れに分断されて、ゴチャゴチャ煩雑となり、石垣への景観も悪化する、当該地は遺跡なのだから、素直に、遺跡であることを前面に出して、遺跡であることを捉えた造形が良い、と認識します。

(6) 私達当会の提案と要望

私達当会は、皆様に、当該遺跡について、遺跡として、当該遺跡にあって、最も広範囲で視覚的な遺構である石垣の最終的な時代である、江戸後期を基準とする、遺跡としての“土地の造形”に係る“根拠のある再建”、主として、盛土による土地の修

築と石垣の修築整備と補作、地下遺跡の展観、その他の手法、により、遺跡を再現すること、を提案し要望します。

私達当会は、当該の再現された遺跡は、当該地の自然の地形を継承する、私達人類の土地の利用の形態が認識でき、総体として、興味深い事象となる、と認識します。

私達当会は、再建された遺跡の石垣上の空間の状況について、奉行所である陣屋の建築平面として、土地の東西の断面図が、凸型の造形を成し、石垣下の空間の状況について、築地であり、町家の建築平面として、石垣による法面処理によって、中島川、並びに、長崎港の水面下に連続する造形が、地下遺跡、埋蔵文化財として存在する、その部分として、平面的な造形を成し、総体として、一体の大きな空間に、遺跡としての立体的な造形を現出する、空間は分断されずに連続しており、私達人類は、“空間を区切る”のではなく、“時間を区切る”ことにより、私達人類の社会的活用への可変性を体現し、時に応じた、多様な、私達人類の活動に、恒久的に、供用できる、と認識します。

私達当会は、長崎県警跡地に整備する建物と、当該遺跡地を、建物の三階程のスラブ(床)と旧長崎奉行所西役所の正門外広場に於いて、国道324号線を跨道する高架広場を架設して、接続し、建物の相当スラブ(床)に天井の高い屋内広場を設置すれば、遺跡である屋外空間、高架広場である屋外空間、建物内広場である屋内空間、が一体に接続され、可変的に、全天候型の私達人類の活動の空間が現出し、私達人類の活動にとって、当該空間の有意性が高まる、と認識します。

私達当会は、当該空間に於ける、私達人類の活動について、例えば、音楽、歌劇、詩歌、芸術、美術、アート、彫刻、映画、写真、書道、朗読、放送、能、伝統芸能、学術、に係る、地域的、国際的、小規模、大規模、日常的、非日常的、幼稚園児から高齢者まで、な、フェスティバル(祭典)、コンテスト、展示、フェア(市場)、コンサート、小屋掛け興行、式典、仮設舞台、仮設機敷、仮設小屋、宿泊施設、小型大型商業施設、商店街、展示場、会議場、競技場、図書館、博物館、美術館、映画館、長崎平和公園、長崎水辺の森公園、長崎内港外港、国道34号線南端長崎の丘部分等の歩行者天国、沖縄～九州～山口地方、交通機関、と連動して、行う、を、想定し得る、と認識します。

私達当会は、私達当会の提案と要望について、長崎地域を、かつて、東洋のナポリ、と呼ばれ、又、東洋の真珠、と、呼称され得る、国際的な位置に、復権する、作用の一つを構成する、と認識します。

私達当会は、皆様に、当該の遺跡について、斯く、提案し要望します。

(7) 私達当会の提案と要望、機能⇔存在の意味、欲求の充足⇔逍遥、作用

私達当会は、長崎県が構想して、県庁舎跡地に構成する“機能”について、私達人類は、任意の特定の“欲求”を充足する為の手段である任意の特定の場所に構成される任意の特定の“機能”により欲求を“充足”すると“目的”を完遂すれば、充足を“消費”して、他の事象を顧みることなく、当該地を“通過”するだけである、同じ欲求が生起するまで、当該地を再訪することはない、私達人類の当該地への訪問は当該の目的を認識する私達人類に限定され事象は閉じている、又、周辺市街にとって外部効果となりにくい、私達当会が、皆様に、提案し要望する、県庁舎跡地の長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の“存在”について、私達人類の個体は、任意の特定の事象をその場所に於いて“体験”し、私達人類の個体の記憶に連環し、私達人類の個体の意識に於いて、任意の固有の“意味”を形成して“蓄積”する、意味は当該の私達人類の個体の“行為”を誘起し、行為の“再現”を勧奨し、その場への再訪を誘導する、その場に所期の目的はないので、私達人類は、その場を中心として一帯を“逍遥”(気ままにあちこちを歩き回ること、そぞろ歩き、散歩、又、ぶらぶら歩くこと)するのである、私達人類の当該地への訪問は特定の目的に由来せず、意味を蓄積する私達人類の全てに事象は開かれている、又、周辺市街にとって外部効果となる、と認識します。

私達当会は、私達当会の長崎県庁舎跡地一帯、即ち、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡に関する、提案と要望について、之が、小菅根築地遺跡-南山手外国人居留地遺跡-長崎(大浦)バンド(bund)-大浦外国人居留地遺跡-東山手外国人居留地遺跡-十人町遺跡-新地蔵地遺跡-出島遺跡-中島川長崎港水中遺跡-江戸町築地遺跡-大波止遺跡-長崎奉行所西役所等遺跡-長崎警察署遺跡-長崎県警本部跡地-長崎の丘-万才町-興善町-桜町-立山方面-諏訪神社遺跡-桜馬場方面-蛸茶屋方面、再開発の進む情報と交通の結節点である新長崎駅方面、伝統的な生活文化芸術の蓄積と行為、その継承の場である歴史的な都市長崎遺跡-近代現代の抽象文化芸術の形成と行為の蓄積と発信、長崎市民の憩いと健康の場である「長崎海辺の森公園」一帯、の徒歩と公共交通機関による都市動線を構成し、私達人類の個体の集合によるにぎわい、を生起する、基盤、長崎地域に、再発見する、「社会的共通資本」(数理経済学者 宇澤弘文氏の提示する概念)であり、並びに、私達人類の行為を私達人類の個体の“意味”によって無限に蓄積する端緒、となる、と認識します。

私達当会は、皆様に、『国際長崎遺跡公園都市構想』を提案し要望しています。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡、遺跡である土地、遺跡としての空間、並びに、遺跡を契機とするランドスケープ、に於いて、遺跡、遺跡である土地、遺跡としての空間、並びに、遺跡を契機とするランドスケープ、を阻害し破壊して成立する、現代の私達人類の欲求に由来し、之を充足する目的に関する、現代の機能を構成する建物、並びに、現代の装飾を構成する建造物を建設しないこと、を提案し要望します。

(8) 出島等周辺市街への展望

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の南端の石垣について、7mの高さがあり、ニューヨーク市が管理するニューヨーク・ハイラインである遺跡公園(2009年第一区間公開、2014年11月現在年間500万人近くの入場者、2019年は年間800万人の訪問)の高さは6~9m、即ち、7mの高さは、周辺の展望には十分な土地の高さが確保できており、出島展望目的等の展望台施設の新規建築は不要である、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、作為的に作事された事象に関して、当該事象の現出の当初にあっては、之を観覧しに訪問するが、じきに、訪問しなくなる、その存在や機能に於いて、私達人類の当該の個体にとって、必然性、がないからである、と認識します。

私達当会は、皆様に、事象に於いて、不要な行為を行為しない、不要な建築/建造物を建設しない、こと、を提案し要望します。

(9) 長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の江戸町築地遺跡への現代の建築物の建設 (石垣下の空間)

私達当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の江戸町築地遺跡、即ち、県庁舎跡地一帯の石垣下の空間について、当該の空間は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、又は、長崎奉行所西役所等遺跡の大きさに対して、狭小な空間である、この空間に、魅力等の情報発信機能やバスベイや待合所を建設設置することは、当該土地が江戸町築地遺跡であること、長崎奉行所西役所等遺跡、又、その遺構である石垣群等に対する鑑賞距離、景観、建物に装備する機能への印象、に於いて、之を、阻害する、よって、石垣下の空間に、機能や建物、その他の建造物を配置し建設することを回避すること、を提案し要望します。(6.2 利活用のイメージ(素案 P27))(6.2 利活用のイメージ(素案 P28) パース図)

私達当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の江戸町築地遺跡、即ち、県庁舎跡地一帯の石垣下の空間について、長崎県が構想する素案に於いて、魅力等の情報発信機能を装備する為に建物の建設を予定している点線の一帯は、江戸町築地遺跡であり、周知の埋葬文化財包蔵地に決定され、長崎県の遺跡地図に掲載されて周知されており、且つ、発掘等埋蔵文化財調査が未実施であり、建物の建設その他の行為による当該土地の掘削や盛土等、土地の形質の変更並びに構造物の設置や敷設があつてはならない、当該の土地の形質の変更並びに構造物の設置や敷設を回避すること、を提案し要望します。(6.2 利活用のイメージ(素案 P27))(6.2 利活用のイメージ(素案 P28) パース図)

(10) 長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡に於ける地山と現代の建築物の建設

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡について、私達人類が、当該土地である、長崎の丘の自然の地形を時々有意に活用して構成した、私達人類の活動の痕跡、である、日本地域の海岸砂丘や河岸等は古来民俗的な葬送との関連地域である場合が知られる、長崎地域に西欧地域の私達人類が到着して長崎地域の私達人類と協働して形成した西欧式城塞都市はその高度と自然の地形の造形を防御の構造として活用している、長崎奉行所、後の、西御役所は、之を、継承して、徳川氏の公儀の一翼として長崎奉行の在所する陣屋(城郭の一形態)であり、防御、出島の監視、海防に於ける、長崎外港内港からの烽火等信号確認と長崎奉行所立山役所への伝達、長崎内港の監視、軍事指揮、砲台の構築、示威、の構造として活用している、慶應四年の、長崎裁判所、九州鎮撫長崎総督府、長崎府、は之を継承すると考え得る、昭和28年(1953年)に竣工する第五代県庁舎(当該地にあつては第四代)には建築も高層化し防災望楼としても当該土地の高度は必要でないかもしれない、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の地山について、当該土地である、長崎の丘の自然の地形の基盤である、地山は、私達人類の土地の利用の上の機能を構成してきた根本的な構造物であり、物理的概念的には、粗積構造である石垣や、盛土、鉄道線路の石(バラスト)と同様、点の集積であり、遺跡の建築平面を保持する、当該遺跡の構造であり、遺構である、部分的に破壊されているとは云え、遺跡の保存に於いて、これ以上の破壊を回避し、遺跡の「現状保存」が措置されなければならない、と認識します。

(11) 長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡に於ける遺構、現代の建築物の建設

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の部分である、県庁舎跡地整備に関連する隣接地、即ち、石垣上の土地と石垣下の土地、に関する、発掘調査について、総面積の40%程が完了し、60%程の面積について、実態が確認されていない、未確認の状況である、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の部分である、県庁舎跡地整備に関連する隣接地、即ち、石垣上の土地と石垣下の土地、に関する、発掘調査について、遺跡の破壊を前提として行ふ、遺跡を上層から下層へと順次完全に破壊しつつ遺跡の実態を余すところなく完全に捨象と抽象により情報化しつつ記録しようとする記録保存調査と異なり、遺跡の保存と活用、継承、を目的として、遺跡の破壊を最小限に留め、遺跡の実態を確認し遺跡の性格を把握しようとする、遺跡の保存活用目的の調査の概念と方法の性格により、層状に集積する遺跡の下層の遺跡は、確認することができず、未確認の層が残存する、と認識します。

私達当会は、私達当会が、近世期に作成された長崎奉行所の『西御役所』の絵図面に確認する井戸表示の数は9箇、長崎

県による令和3年迄の発掘調査に於いて確認された井戸の数は私達当会の推定を含めて4箇、内、西御役所の絵図面のその位置に井戸表示が確認できない井戸が1箇、現在江戸町の民家の地下に現存が確認されている井戸が1箇、即ち、2021年10月現在、長崎奉行所の西御役所の絵図面に確認する井戸表示の内、遺跡の現地に於いて5箇の井戸遺構が未確認である、井戸は深度のある遺構であるので、現在、長崎奉行所の西御役所の範囲とする長崎奉行所西役所等遺跡に、5箇の未確認の井戸遺構が存在する、と認識します。

私達当会は、長崎県が、歴史等の情報発信機能を格納する為に石垣上の空間に建設する構想の建物の、仮定する建設範囲(6.2 利活用のイメージ(素案 P27) 点線で表示)内に、概ね、未確認の2箇の井戸遺構が存在する、と認識します。

私達当会は、当該の井戸遺構について、私達人類が生命を維持する上で、不可欠の社会基盤であり、又、長崎奉行所の西御役所の絵図面と、遺跡の実態の、相互の関係性を把握する観点から、重要な遺構である、と認識します。

私達当会は、当該土地の地山について、之が、井戸遺構その他の当該遺跡の個別の遺構を支持する当該遺跡の遺構である、と認識します。

私達当会は、長崎県が、魅力等の情報発信機能を格納する為に石垣下の空間に建設する構想の建物の、仮定する建設範囲(6.2 利活用のイメージ(素案 P27) 点線で表示)は、江戸町築地遺跡(『長崎惣町絵図』長崎歴史文化博物館蔵、等)の未調査の区域である、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡では、その全域に於いて、土地の形質の変更を行えば、遺跡、並びに、遺構の破壊となる行為である、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡、遺跡である土地、遺跡としての空間、並びに、遺跡を契機とするランドスケープ、に於いて、遺跡、遺跡である土地、遺跡としての空間、並びに、遺跡を契機とするランドスケープ、を阻害し破壊して成立する、現代の私達人類の欲求に由来し、之を充足する目的に関する、現代の機能を構成する建物、並びに、現代の装飾を構成する建造物を建設しないこと、を提案し要望します。

(12) 2.3.5 埋蔵文化財の確認状況「図2-8 埋蔵文化財の確認状況(素案 P9)」について

① 私達当会は、長崎県の令和2年度の発掘調査で検出された石垣に隣接する江戸町築地遺跡の石垣東部の直下付近で検出された2箇の町屋の井戸遺構について、近世に作成された、『船番長屋』絵図の西部に石垣下直下に表示される2箇の井戸を継承した遺構である可能性があるが、当該の検出された井戸遺構を「図2-8 埋蔵文化財の確認状況(素案 P9)」に、図示し、又、説明していない、と認識します。

② 私達当会は、長崎県が、「図2-8 埋蔵文化財の確認状況(素案 P9)」の中央に、ひときわ大きな文字でほときわ太い太枠で囲って太字かもしれない文字で、【敷地中央部については遺構を含まない地山が確認された】と目立つように表示している処、当該の地山には、未検出の遺構が包含されている蓋然性が高く、又、当該の地山そのものが、遺跡の遺構であると認識し得る処、当該の、【敷地中央部については遺構を含まない地山が確認された】との文意には、妥当性がない、事実としては、【敷地中央部についても遺構を含まない地山は確認できていない】のである、私達当会ならば、【敷地中央部に検出された当該土地の地山は、当該遺跡の重要な機能を具現する高度を実現する当該遺跡の根本的な遺構であり、個別の検出された複数の井戸遺構を包含し、少なくとも、個別の未検出の複数の井戸遺構を包含することを示唆する史料を確認している、他にも史料に抽象されない未検出の土坑その他の想定しない遺構や遺物を包含する可能性がある、当該土地の地山は当該遺跡の個別の遺構を支持する当該遺跡の遺構である】と表示する、と認識します。

(13) 保存と破壊～概念と実態の矛盾

私達当会は、長崎県の県庁舎跡地整備の概念について、長崎県の言及に鑑みて、当該地の遺跡、並びに、遺構、を破壊しない方針である、と認識する処、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)[2021年9月22日 水曜日 公開]』に構想する、遺跡である県庁舎跡地への、遺跡たる事象と異なる、現代の建物、施設、並びに、装飾等の建造は、遺跡、並びに、遺構、の破壊となる蓋然性が高い、この点、長崎県の方針は、構想の実態並びに実施に於いて、自己矛盾を生起する蓋然性が高い、と認識します。

私達当会は、皆様に、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)[2021年9月22日 水曜日 公開]』の内容を変更して、遺跡である県庁舎跡地一帯、即ち、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡に於いて、遺跡たる事象と異なる、建物、施設、並びに、装飾等の建造を行わないこと、を提案し要望します。

(14) 県庁舎跡地の遺跡の遺跡としての再建の要点 (遺跡の特色を把握し提示する)

私達当会は、皆様に、長崎県庁舎跡地一帯の『長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡』の保存と公開する等文化的活用への整備について、その基盤的な第一段階として、当該遺跡群遺跡の全域の発掘等体系的な調査を前提とした上で、長崎奉行所西役所等遺跡の“根拠のある再建”を行なうこと、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡の“根拠のある再建”について、地上遺跡として継承されている遺跡の顕著な遺構である石垣、並びに、遺跡の遺跡としての発掘調査により検出された顕著な遺構である石垣の現状が、概ね、江戸後期に由来している処、現代に於ける第一別館の建設により、遺跡の経過として、機能、形状、素材、技術、共に、非連続に破壊されている処より、当該部分の“土地の造形”を“根拠のある再建”の考え方により、再建すること、を提案し要望します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡の、現代に於いて非連続に破壊された、当該指摘部分について、長崎地域、長崎港、に於ける、軍事警備公安指揮所として、対外的にも重要なランドマーク建造物の、正面、建築に於ける、ファサード、に相当する、重要部分である、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の長崎奉行所西役所等遺跡が当該指摘部分を喪失している現状について、当該遺跡の存在、存在の私達人類の個体の蓄積する意味並びに私達人類の集団に於ける意義、「わが国の歴史、文化等の正しい理解」の誘導を、本源的に大きく毀損する状態である、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡が遺跡であるとの実態に鑑み、その保存と公開する等文化的活用の際して、長崎奉行所西役所等遺跡の当該指摘部分を再建し、並びに、之に連続する、遺跡の遺跡としての、私達人類の活動の平面、建物敷地平面を再建し、遺跡の遺跡としての、本来の造形、本来の形式、本来の高さ、本来の体積、本来の量感、を提示する必要がある、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡の現代に於いて喪失した石垣等の当該指摘部分の本来の造形について、之が、長崎奉行所西役所等遺跡の南端部分の東西が、南方に張り出す、その造形は、近世の城郭石垣の二つの出隅による合横矢の檜の換輪であり、自然地形に由来するより、権威と威儀を示す形式的な造形であり、四国伊予の松山城の本壇の北隅檜南隅檜(天守に次ぐ格式:松山城は寛永11年(1634年)松平定行の入城以降松平氏の居城)の造形と相似であり、徳川氏の公儀である長崎奉行の職責に係る陣屋としての機能と格式を示威する造形である、と認識します。

(石垣の整備について)

私達当会は、石垣について、構造計算がほぼ不可能で、熟練した技術と経験によってのみ取り扱える構造体である、と認識します。

○ 情報『点・線・面』 2020年2月7日 第1刷発行 著者 隈研吾 発行所 株式会社 岩波書店

..... 一点 -

〈石の美術館の点への挑戦〉 日本の建築基準法の組積造の項をよく読み返してみると、組積造の規定自体が曖昧であることに驚かされた。壁の長さや厚みの目安が決まっているだけで、根拠ははっきりとしない。その基準でやってきて、今まで壊れなかったから大丈夫だろうという、経験主義的な曖昧な基準しかないのである。

〈点からヴォリュームへのジャンプ〉 それは、日本の建築基準法に限った曖昧さではなかった。組積造の建築が、どう地震に耐えているかは、計算によって確認されているわけではなく、経験に依存していたのである。点という小さな物を積みあげ大きなヴォリュームが生まれるということ自体が、いまだに経験に頼らざるを得ないほどに、神秘的な行為だからである。小さな点が、大きなヴォリュームになるためには、魔術的なジャンプが必要なのである。二世紀でも、人は魔術に頼って点を取り扱っている。..... 施工のレベルが上がったように、計算のレベルもまたアップし、その方法もまた変化していった。..... 十九世紀までのヨーロッパは組積造に支配されていて、点の集合である組積造は、そもそも計算が不可能であったという事情もある。..... 点と線の数を増やして、ラーメン構造よりも複雑なフレームを、有限要素法という方法で計算することができるようになったのは、それほど昔のことではない。コンピューターのおかげで、有限要素法、個別要素法、粒子法へと、計算はさらなる進化を遂げてきて、やっと粒子、すなわち小さな点を取り扱えるまでになってきたわけである。.....

(P61-P62)

○ 情報『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』長崎県 [2021年9月22日 水曜日 公開]

6. 具体的な機能や配置-6.1 基本的な考え方-6.1.2 石垣下の敷地-(1) 石垣の保存・利活用 (P23)

令和2年度の埋蔵文化財調査で出土した旧県庁南側付近の石垣を見せる(保存・顕在化させる)ことを検討する。今回出土した石垣については、何度も積み直しが行われているが、この積み直しの歴史の累積こそ価値があるとも考えられることから、安全面等を十分考慮しながら、出土した状態に一定の補強を施すなど、保存・利活用等の方法を検討する。

私達当会は、2020年(令和2年)9月14日月曜日10:00~12:00に於いて、文部科学大臣が認定する選定保存技術保存団体である「文化財石垣保存技術協議会」(兵庫県 姫路市) 松本勝蔭 会長 を、令和2年度の発掘調査の状態にあった長崎県庁舎の現地に於いて、長崎県 企画振興部 県庁舎跡地活用室 柳本氏、長崎県 教育庁 麻生氏 前田氏、に紹介し、当会よ

り二名が参加し、計六名で、長崎県の発掘調査で検出した長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡南部石垣並びに地上遺跡の石垣を視察した処、日本各地の城郭等文化財石垣の保存修理修築を実施され、長崎地域の石垣の経験も多い経験豊富な、松本勝蔭 会長は、検出した長崎奉行所西役所等遺跡南部石垣の保存公開に必要な修理修築について、一同のなかでの私達当会の質問に答えて、「中段下段はしっかりしていますよ。修築が必要なのは本当に上部だけです。」との旨回答された、又、長崎奉行所西役所等遺跡の南端部の現代に於いて破壊され欠失する石垣部分について、私達当会の「一連の連続した状態に再建は可能ですか。完成したら壮観ですよ。」との質問に答えて、松本勝蔭 会長は、再建は「可能」と見解され「それは、壮観ですよ。」と回答された、又、「まずは、発掘調査です。」と言及された、と認識します。

私達当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡全体の石垣建造物について、現代的な、コンクリート、セメント、モルタル、樹脂、の充填、その他の現代的な材料と工法による要素的な「補強」を行わず、「文化財石垣保存技術協議会」に依頼し、同会の措置により、伝統的な材料と工法を用いて、均衡による修理修築を行なうこと、同時に、長崎奉行所西役所等遺跡の盛土と石垣と階段等遺跡としての“土地の造形”の全体について、「文化財石垣保存技術協議会」に依頼し、同会の措置により、伝統的な材料と工法を用いて、修理修築再建すること、を提案し要望します。

私達当会は、「文化財石垣保存技術協議会」の措置する行為について、長崎県が記述する「今回出土した石垣については、何度も積み直しが行われているが、この積み直しの歴史の累積こそ価値があるとも考えられる」を踏まえた事象となる、同時に、石垣が石垣として本来の在り方と機能に於いて、十分に機能することが、石垣の本然的な価値である、と認識します。

(遺跡整備に於いて他より搬入する盛土の用土の土質について)

私達当会は、皆様に、様々な遺跡整備に於いて、他より搬入し使用する盛土の用土の土質について、遺跡の保存、遺跡調査の再現性、安全性、の観点より、土壌汚染のないこと、建築廃材、解体瓦礫、その他の産業廃棄物を用いず、ローム(砂、シルト、粘土の混成)土壌、自然の土壌を用い、その土地の性質に合わせて調合し調製すること、を提案し要望します。

私達当会は、土壌の構成の要素は“点”であるから、事象の安定の為に、全体の均衡が必要な要件である、と認識します。

(点・線・面、構造、装飾、ボリューム — 建築、土木造成、遺跡、遺構)

私達当会は、点・線・面は、建築の、要素であり、構造(関係性)を構成する、さらに、装飾がある、これらの概念は、実体である量(ボリューム:体積:空間)を得て、私達人類の活動の空間に現出する、而して、その全体が建築である。

私達当会は、点・線・面は、土木造成の、要素であり、構造(関係性)を構成する、さらに、装飾がある、これらの概念は、実体である量(ボリューム:体積:空間)を得て、私達人類の活動の空間に現出する、而して、その全体が土木造成である。

私達当会は、点・線・面は、遺跡の、要素であり、構造(関係性)を構成する、さらに、装飾がある、これらの概念は、実体である量(ボリューム:体積:空間)を得て、私達人類の活動の空間に存在する、而して、その全体が遺跡である。

私達当会は、点・線・面は、遺跡の遺構の、要素であり、構造(関係性)を構成する、さらに、装飾がある、これらの概念は、実体である量(ボリューム:体積:空間)を得て、私達人類の活動の空間に存在する、而して、その全体が遺跡の遺構である。

私達当会は、皆様に、遺跡について、点・線・面、構造(関係性)、装飾、の概念、並びに、その、私達人類の活動の空間に存在する実体である量(ボリューム:体積:空間)、その全体を遺跡と認め、之を、搜索し発掘等体系的調査を為し現状保存し公開する等その文化的活用を行為し、時に遺跡としての“憶測の余地のない再建”“根拠のある再建”を行為し、之を完遂し、その態様を基盤に、様々な社会的活用を行なうこと、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、遺跡の遺構について、点・線・面、構造(関係性)、装飾、の概念、並びに、その、私達人類の活動の空間に存在する実体である量(ボリューム:体積:空間)、その全体を遺跡の遺構と認め、之を、搜索し発掘等体系的調査を為し現状保存し公開する等その文化的活用を行為し、時に遺跡の遺構としての“憶測の余地のない再建”“根拠のある再建”を行為し、之を完遂し、その態様を基盤に、様々な社会的活用を行なうこと、を提案し要望します。

(15) 戒め

私達当会は、遺跡や歴史について、私達人類が、私達人類の現代の、観念や価値観や視点や態度、で、之を解釈することに関して、私達人類の先人諸氏が、固く、之を、戒める処である、と認識します。

(16) 見える形

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡を、私達人類にとっての、遺跡たる事象を、“見える形”、にすること、を提案し要望します。

(17) “地方都市の「歴史館」や「名士の記念館」には、来場者がほとんどない” ～認識の齟齬か

○ 情報 『地方都市の図書館がすごいことになっている』 日経クロステック(xTECH)

2018.08.22 宮沢 洋 日経 xTECH/日経アーキテクチャ

〈ニュータイプの影で「消える建築タイプ」も〉 …… この記事を「なるほど」「さすが磯さん」と感心しながら読んでいたとき、私の頭にも「今後なくなるかもしれない建築タイプ」が1つ浮かびました。それは地方都市の「歴史館」や「名士の記念館」です。建築巡礼の取材では、磯氏と資料探索のためにそうした施設に必ず行きますが、入館すると来場者が我々2人だけというケースがほとんど。今後あいつたものを見て替えたり、新築したりするときには、展示機能は最小限に抑えて、主用途は「ハブ型図書館」にするのがよいのではないかと思います。税金の使い方としてその方が有効であろうと。……

私達当会は、“地方都市の「歴史館」や「名士の記念館」には、来場者がほとんどない”、との指摘がある、地方都市の歴史や人物に関する、情報発信機能、展示機能、は、現代の、私達人類にとって、魅力がない、のだろうか、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、自らの遺跡や歴史に関係する、私達人類の事象について、情報収集を欠落し、客観性、普遍性を欠如し、主観的、自己満足的、となっている可能性はないか、と認識します。

私達当会は、長崎県が県庁舎跡地に於いて推進する、歴史等の情報発信機能、魅力等の情報発信機能、について、之が、私達人類に対して、現象的、实际的に、所期の効力がない、認識の齟齬となっている、その可能性を払拭できない、と認識します。

私達当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡である県庁舎跡地一帯、即ち、石垣上の空間、並びに、石垣下の空間、に於いて、遺跡である土地、遺跡である空間、遺跡であることのランドスケープを破壊する、歴史等の情報発信機能、魅力等の情報発信機能、と、之を具現するための建築物、を構成しないこと、を提案し要望します。

(18) 『文化財保護法』並びに『都市公園法』より

○ 情報 『都市公園法』

私達当会は、遺跡について、日本の国法である『都市公園法』にあって、都市公園に設けることのできる施設である「公園施設」に「教養施設－遺跡等(古墳、城跡等)」を掲載し、法律上、都市公園に存在し得る施設として認められている、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、個別の遺跡である“遺跡記念公園”を、総体として『国際長崎遺跡公園都市構想』を、提案し要望しています。

私達当会は、私達当会の提案と要望について、既存の日本の国法である『文化財保護法』並びに『都市公園法』(都市公園に設けることのできる施設である「公園施設」に「教養施設－遺跡等(古墳、城跡等)」を掲載する)に合致し、遺跡が、都市に、又は、都市的に、存在する事象として、日本の国法に、認められた事象であり、私達人類の世界に、共時的通時的に、普遍的な形態であり、正統的な事象であり、私達人類の活動の空間として、あり得る事象である、と認識します。

私達当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡である県庁舎跡地一帯、即ち、石垣上の空間、並びに、石垣下の空間、に於いて、遺跡である土地、遺跡である空間、遺跡であることのランドスケープを破壊する、歴史等の情報発信機能、魅力等の情報発信機能、交流支援機能、交通結節機能(バスベイ、待合所)、駐車場、と、之を具現するための建築物、建造物、を構成しないこと、を提案し要望します。

(19) 健康的な事象である遺跡

私達当会は、私達当会の提案と要望について、私達当会が提案し要望する遺跡は、開放された空間であり、私達人類の、遺跡への訪問は自由であり、長崎県が、遺跡で構想する、機能の具現は、閉鎖された空間である建物への装備を前提としており、私達人類の、機能とその建物への近接を強制する、個別の特定の機能を必要とする個別の特定の私達人類にとって、当該の機能への近接は、実質的に、強制的である、私達当会の提案と要望は私達人類にとって健康的であり、私達人類の活動の空間に健康的な事象が拡大することは、私達人類にとって、本源的に、望ましい、と認識します。

(20)「長崎文化事象オープンイノベーション」の構成

私達当会は、皆様に、長崎県が構想する、万才町の長崎県警察本部跡地の整備に於いて、日本国の「国際日本文化研究センター」長崎支所、並びに、長崎県の杵岐の「長崎県埋蔵文化財センター」長崎分館、を招致し(長崎地域に於いて組織力と成果の文化的活用を促進する、杵岐のみでは遠すぎる)、協働し、又、その他の機関と連携し、その共同体を、共創の場、に、様々な私達人類とその組織する機関、団体、集団が参加連動して行う、「長崎文化事象オープンイノベーション」、を構成し、傍ら、附帯機能、又は、その成果として、地球規模の範囲を視野に、購入品や借用品を含め、長崎県並びに長崎市が検出して保管する大量の遺跡の遺物の体系的な一覧の展示、又、遺跡、遺物、文化財、歴史、文化、民俗、生業、風土、私達人類の活動の空間～又は～都市における遺跡の存在、等に関する、研究、解釈、展示、情報蓄積発信、継承、推進、を具現し、世界標準、の成果を形成し、関連事象を受容し、且つ、一覧して、見える形、にすること、を提案し要望します。

私達当会は、科学技術分野にオープンイノベーションが必要であるならば、文化事象分野にもオープンイノベーションが必要である、と認識します。

(21) 隣接市街に於けるにぎわいの創出

私達当会は、皆様に、長崎市江戸町に於いて、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡を保存して整備して公開する等文化的に活用し、又、様々な社会的に活用し、長崎市築町に於いて、長崎県地域の特色である、豊かな自然の恵みである、海の幸、山の幸の自然の食材等を中心に、調理や機材、郷土料理、についても総合的に紹介研究研修実習情報蓄積発信継承する、例えば、万才町の「長崎文化事象オープンイノベーション」とも連携する築町の「長崎食材と食の文化館」を運営すること、を提案し要望します。

(22) 長崎警察署等遺跡(旧第三別館並びに敷地)

私達当会は、長崎警察署等遺跡について、長崎県の構想について、以下、確認します。

○ 情報『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』長崎県 [2021年9月22日 水曜日 公開]

6. 具体的な機能や配置-6.1 基本的な考え方-6.1.2 石垣下の敷地-(7) 旧第三別館-2) 耐震改修等の検証状況 (P25)

旧第三別館がコンクリートとレンガの混構造であること等を勘案し、建物の安全性の面などから、①鉄骨等の補強による改修、②免震工法による改修、③ファサード(外観)のみを残す改修に大別して検討することとしている。 詳細な改修方法については、実際の旧第三別館の躯体等の状況を調査し、安全性や耐久性なども考慮しながら整理する必要があり、さらなる精査が必要である。

私達当会は、長崎警察署等遺跡旧長崎警察署建物の保存と活用について、③ファサード(外観)のみを残す改修、に関して、東京や横浜、その他の地域に於いて、既に、大小様々相当数実施例がある処、壁面とその造形のみを保存しても、当該建物の固有の実体感に乏しく、ファサード壁面の背後から突き出す現代ビルディングにファサード壁面の造形が張り付くその見慣れた景観は、奇観でありながら、まさに、陳腐化している、と認識します。

私達当会は、一般に、③ファサード(外観)のみを残す改修、に関して、当該建物、当該一帯の土地と空間、自然、風土、新しい造形、の関係性に、本源的で固有の必然性や連続性を再発見し得る場合でなければ、陳腐化を免れることは難しい、と認識します。

私達当会は、皆様に、長崎警察署等遺跡旧長崎警察署建物の保存と活用について、③ファサード(外観)のみを残す改修、に関して、立地と周辺環境が遺跡であることより、当該建物、当該一帯の土地と空間、自然、風土、新しい造形、の関係性に、本源的で固有の必然性や連続性を再発見し確保することは難しい、と認識します。

私達当会は、皆様に、長崎警察署等遺跡旧長崎警察署建物の保存と活用について、③ファサード(外観)のみを残す改修、を回避し、建物全体を、保存し活用すること、を提案し要望します。

(23) 持続的イノベーションと破壊的イノベーション ~ 私達人類の選択

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の成す事象に関して、私達人類が、遺跡を、遺跡として保存し公開する等文化的活用、継承、を行為する時、一帯の私達人類の事象、並びに、地域にとって、事象の均衡を生起し、事象と地域を保全しつつ、持続的イノベーション、として作用する可能性がある、遺跡を、遺跡であることを否定し看過し、産業化に於いて活用し、現代化、を行為する時、一帯の私達人類の事象、並びに、地域にとって、事象の不均衡を生起し、事象と地域を転換しつつ、破壊的イノベーション、として作用する可能性がある、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の成す事象に関して、之を、私達人類の自身の、選択、である、と認識します。

(24) 遺跡に於ける現代の建物の横溢

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、並びに、之に隣接して連続する遺跡である、出島遺跡、について、その一体の土地と空間に関して、出島遺跡に、既に、現代に建築し“復元”した建物がたくさんある、出島遺跡の建物以外に、建物、又は、現代に建築する建物は不要である、と認識します。

私達当会は、出島遺跡について、私達人類の出島遺跡への印象は、総体として、現代に復元した建物に負っている処、素材感や経年変化の程度に起因して、その建築がオリジナルではなく近年に建築した建物であると、暗黙的に、印象している、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、並びに、出島遺跡、について、出島遺跡に連続する、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡(石垣上の土地と空間、並びに、石垣下の土地と空間)に、現代の概念で、即ち、モダニズム建築の概念で、“土地の造形”を現出し、現代の概念で、即ち、モダニズムの概念で、建物を現出すれば、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、並びに、出島遺跡、である一連の遺跡の、総体の印象は、現代的な、即ち、モダニズム建築の、事象となり、周辺、モダニズム建築の概念で形成された空間と同化し、私達人類にとって、遺跡であるとの事実とは、異なるモダニズム建築の事象となる、実際、遺跡であるとの事実に関して、遺跡であるとの印象を欠落したまま、遺跡である要素、又は、証拠を、探す手間を掛け、断片の記憶を蓄積し、接続して、遺跡であるとの説明(結論への道筋)、へと再構成し、知識として、記憶し、継承することとなる、この複雑な道程は、既に、現象として、私達人類の万人にとっての、サイトスペシフィックである、遺跡ではない、私達人類の万人にとっての、遺跡たる事象が、専門家の、発掘調査と同等の事象であってはならない、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、並びに、出島遺跡、について、出島遺跡に、主に、日本の近世を規範とした現代の建物並びに建造物を現出し、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡に、建物を建築せず、私達人類の物理的、哲学的な空地として、遺跡の遺跡としての“土地の造形”にあつて、空間と造形と肌理(テクスチャー)を現出すれば、周辺市街のモダニズム建築の概念による機能を形成する空間、並びに、出島遺跡の、主に、日本の近世の建築様式を規範とした現代の建物並びに建造物の現出、との、その土地の、個性による、対比に於いて、私達人類の遺跡を包摂するランドスケープにあつて、私達人類にとっての、一つのスペクタクルを構成し、同時に、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、並びに、出島遺跡、が、私達人類にとっての、遺跡たる事象、であることを、明示的に、表象することとなる、と認識します。

私達当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡、並びに、出島遺跡、について、長崎奉行所西役所等遺跡に於いて、江戸後期を規範として、遺跡の遺跡としての“土地の造形”を“根拠のある造形”の考え方により再建し、その後、長崎奉行所西役所の建物を、学術的に考証された材料、工法、装飾、並びに、調度、に於いて、文部科学大臣が選定する「選定保存技術」による、“根拠のある再建”の考え方による再建を行為した場合、出島遺跡の“復元”された建物、建造物、遺跡、と、相互に、規範とする時代とその様式が一貫する、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、私達人類が、之を、私達人類の万人にとって、サイトスペシフィックであり、時に、私達人類の現代の世界に於いて、一つのスペクタクルである、遺跡たる事象、として、見える形、に於いて、現出すること、を提案し要望します。

(25) 世界標準

私達当会は、長崎地域が、世界標準に於ける存在であるための、歴史要素と文化要素について、それぞれの事象に、それぞれの、細部、連続性、関係性、があるにせよ、以下、主要事項を、認識します。

[a. 歴史事象に於いて]

① 日本地域の中世末期に於ける、i) 西欧地域の私達人類の日本地域への到達(東回り)、ii) 長崎地域の拠点化(西欧式城塞都市とキリスト教の教会群、コレジオ、印刷所、〈徳川家康のねらいとの関係、村山等安の動向〉ポルトガル系イエズス会～・対マカオ貿易、スペイン系三托鉢修道会(フランシスコ会、ドミニコ会、アウグスチノ会)～・対マニラ貿易 造船航海技術 銀山開発技術、中国との私貿易)と日本地域へのキリスト教の布教と西欧文明の敷衍、iii) 日本人の対応

② 日本地域の近世末期に於ける、i) アメリカ地域西欧系の私達人類の日本地域への到達(西回り)、即ち、西洋地域の私達人類の文明圏の地球一周、並びに、ii) 日本地域の私達人類の、日本国域の横浜村に於ける、国家的な、日本開国の条約の締結、並びに、iii) 日本地域の私達人類の、日本国域の長崎地域に於ける、国家的な、日本地域の近代への取り組みの開始(第一次第二次長崎海軍伝習)―即ち、私達人類の世界の現代の世界に直結する、地球規模の主権国民国家群を基盤とするグローバルな国際関係の直接的始源

③ 私達人類に関する、i) 私達人類の世界の近代の私達人類の世界に於ける、大量破壊兵器(WMD(1937年ロンドンタイムズでスペイン内戦や日中戦争に際し Weapons of mass destruction と記述):核兵器、生物兵器、化学兵器、核兵器、放射能兵器:NBC兵器、NBCR兵器、ABC兵器)の開発～実用化～使用(1899年毒ガス禁止宣言、第一次世界大戦(1914年7月28日～1918年11月11日)で12万4千tのガスを化学兵器として実戦使用)と、ii) 日本地域の近代末期の日本地域に於ける、広島核爆弾、並びに、長崎核爆弾、による被爆被災、並びに、日本地域の国家的な近代の終焉

の理解と発信

[b. 文化事象に於いて]

① 遺跡の、遺跡としての、又は、文化財としての、搜索と発見と再発見と発掘等体系的調査と現状保存と公開する等文化的活用、“土地の造形”を主体とする、“憶測の余地のない再建”並びに“根拠のある再建”、(並びに、その社会的活用)

② i) 近代以前に由来する生活文化芸術と風土の継承、並びに、ii) 現代の抽象文化芸術の創造と展開、並びに、iii) 長崎地域の文化/歴史に関する、日本文化/史学、東洋文化/史学、世界文化/史学、と直結する、文化観/史観、の形成

③「長崎文化事象オープンイノベーション」(Ⅲ-2-(18)「長崎文化事象オープンイノベーション」の構成 私達当会は、皆様に、長崎県が構想する、万才町の長崎県警察本部跡地の整備に於いて、日本国の「国際日本文化研究センター」長崎支所、並びに、長崎県の壱岐の「長崎県埋蔵文化財センター」長崎分館、を招致し(長崎地域に於いて組織力と成果の文化的活用を促進する、壱岐のみでは遠すぎる)、協働し、又、その他の機関と連携し、その共同体を、共創の場、に、様々な私達人類とその組織する機関、団体、集団が参加連動して行う、「長崎文化事象オープンイノベーション」、を構成し、傍ら、附帯機能、又は、その成果として、地球規模の範囲を視野に、購入品や借用品を含め、長崎県並びに長崎市が検出して保管する大量の遺跡の遺物の体系的な一覧の展示、又、遺跡、遺物、文化財、歴史、文化、民俗、生業、風土、私達人類の活動の空間～又は～都市における遺跡の存在、等に関する、研究、解釈、展示、情報蓄積発信、継承、推進、を具現し、世界標準、の成果を形成し、関連事象を受容し、且つ、一覽して、見える形、にすること、を提案し要望します。 私達当会は、科学技術分野にオープンイノベーションが必要であるならば、文化事象分野にもオープンイノベーションが必要である、と認識します。)による、上記 b-①、② に関する、継承、又は、再構成、並びに、世界標準に於ける理解と発信

が必要、又は、有意、有効、と提案し要望します。

(26) 遺跡の再建

私達当会は、遺跡に関する再建、即ち、“憶測の余地のない再建”“根拠のある再建”について、日本地域の私達人類の世界では、近代以降、現代に於いて、私達人類の活動の空間の形成に関して、広範な、産業化、機械力の運用の敷衍、など、思想的技術的に、画期的な変化を形成している、その態様は、連続と継承、と云うより、断絶と断裂、であると形容し得る、概ね、近代までの、思想と技術による、私達人類の活動の空間の形成が、一連の纏まった態様を現出することに対して、現代のそれは、それ以前の当該事象との対照にあって、非連続であり、断裂している、と認識し得る、以って、遺跡に関する“憶測の余地のない再建”“根拠のある再建”は、遺跡としての期間の認識の範囲内に於ける変遷を内包しつつ、当該期間の範囲外の、又は、主として、現代に於ける破壊に対する遺跡の修復、時に、近代に於ける改変に対する原状回復、特殊な場合には、事象の出現当初を規範とする原状回復、を以って、行為する、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡の再建、について、斯く、提案し要望します。

(27) 地理としての長崎地域

私達当会は、長崎県域(五島地域の男女群島を含む)について、地形上の中心点が平戸島の南部の西方の海上である日本海又は五島灘一帯にある、陸地は之を囲む三角環状に、九州地方西部の半島と島嶼によって構成される、と認識します。

私達当会は、長崎県域の地形について、例えるならば、海上に浮かぶ、カルデラ火山の外輪山の先端部の地形、ドーナツ型の地形、である、陸地に於いて地形上の中心がない、と認識します。

私達当会は、長崎県域について、近代的地理的な中央集権のモデル、一つの中心への集権、集積と、之が牽引する、周辺への、同心円状の効果の形成、都市主導型文明の在り方、近代的地理的平面モデル、の動作、は期待し難い、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、長崎県地域の私達人類は、長崎県域に於いて、対等、時に、対立しつつ、相互に関係しあう、離散的に配置された、複数の中心と、そのネットワーク動作のモデルを形成し行為することが、実際的である可能性がある、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、長崎地域の私達人類は、長崎地域の中世の社会に於いて、複数の中心と、そのネットワーク動作、であると把握できる形態を動作していた可能性がある(一揆(中心的指導者というより地区地域相互同盟)、等)、と認識します。

私達当会は、皆様に、私達人類について、歴史上に遡る、複数の中心と、そのネットワーク動作、をも再確認し、再発見し、私達人類の現代の状況と対照し、応用する可能性について、検討すること、を提案し要望します。

私達当会は、長崎地域について、歴史上、之が、ローマ・カトリックの日本地域の拠点であったとしても、徳川家の公儀の外務省の直轄の機関、四つの対外窓口で唯一であったとしても、蘭学が成熟して長崎から東漸したとしても、長崎海軍伝習に於いて日本地域の国家的な近代化が始動したとしても、長崎県域にあっては、一つの地域でしかなかった、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、長崎地域の私達人類は、長崎県都、長崎県庁所在都市、として、長崎域全域の社会、経済を牽引するとの自覚に横溢しているであろうか、否、とすれば、それは、かつて、長崎地域が、斯かる動作の状態に在ったことがない、歴史上の実態を示唆している可能性がある、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、斯かる場合、一つの中心に、投資することは、全体への効果の波及よりも、地域的な事象に留まり、広域に於いて、地域格差を生起する可能性がある、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類にとっての近代的な体系的関係にある複数の機能を、離散的に配置した場合、当該の一連の関係である機能が、私達人類にとって有意に機能しなくなる事態を、回避しなくてはならない、と認識します。

私達当会は、県庁舎跡地の整備について、長崎県域にあって、離散的に配置される複数の中心である一つの地域を象徴する遺跡として整備し、同時に、長崎県域の離散的に配置される複数の中心である他の地域を象徴する遺跡を整備し、私達人類の世界にあって、現代の、離散的に配置された、複数の中心と、そのネットワーク動作、を形成する社会の、文化的基盤、とすることが、長崎県域の全域にとって、有意である、と認識します。

私達当会は、県庁舎跡地の整備について、当該地一帯への投資等措置が、地域的な効用に留まらず、そのまま、短期間に、又、直接的に、長崎県域の全域への効果として波及することを、期待することは、難しい、体系的実態的な関係性に於ける措置が必要である、と認識します。

(28) “長崎地域の広告塔”、又は、“産業要素の交流支援” —— 遺跡

私達当会は、私達人類について、私達人類が、例えば、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡である県庁舎跡地一帯に於ける行為に関して、当該地が、私達人類にとっての遺跡である実態と事実に鑑み、私達人類にとっての遺跡である事象を、私達人類にとっての遺跡である事象と異なる事象である、“長崎地域の広告塔”、又は、“産業要素の交流支援”、たる“機能”に転用し、改変することをせず、遺跡を遺跡として提示すること、即ち、遺跡を遺跡として調査し保存し公開する等文化的活用を措置し、之を、全うした、その形骸に於いて、又、之を、私達人類にとっての様々な社会的活用を行為する、又は、私達人類にとっての様々な社会的活用への支援を措置することは、私達人類に於ける、近代的な、文化的道程、文化的節度、文化的倫理観、又、社会的な在るべき姿、の一つである、と認識します。

(29) 私達人類の“世界標準” I 相互の理解 遺跡、並びに、文化芸術

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の世界の“世界標準”について、私達人類の世界の全ての地域の、私達人類の、風土、行為、思想、の、相互の対照によって確認し得る、私達人類の個体と集団に係る、特異性と普遍性の、相互の理解、である、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類にとって、私達人類の世界の“世界標準”が、私達人類の世界の全ての地域の、私達人類の、風土、行為、思想、の、相互の対照によって確認し得る、私達人類の個体と集団に係る、特異性と普遍性の、相互の理解、であるならば、私達人類の表象は、私達人類の世界の近代までの、私達人類の世界の西欧地域の文明、様式、への統一、同化、ではなく、例えば、モダニズム建築やモダニズム建築による私達人類の活動の空間、の現出、世界的な平準化、ではなく、例えば、私達人類の世界の日本地域にあっては、日本地域、この土地の地球の自然と私達人類の、風土、行為、思想、感性、文化、文明、を、表象し、私達人類の世界に於ける、私達人類の、相互の対照によって確認し得る、私達人類の個体と集団に係る、普遍性と特異性、の相互の理解、を導く事象として表象される筈である、つまり、現在時に於いては、既に、即ち、その基盤として、有形であり、見える形、であり、視覚的な、遺跡、しかない、さらに、有形無形の、近代以前の生活文化芸術、さらに、近代現代の抽象文化芸術、と続く、と認識します。しょう。

私達当会は、表象が、世界標準、に対応する事象であるならば、当該の表象は、例えば、言語や文字や概念に関して、之が、学校教育的な知識、一方向に、伝達される、知識、としてより、自己認識に係る概念、名辞、哲学、として、構成され、自他理解の基盤として、双方向に、伝達され、対話する、事象として、表象されなければならない、と認識します。

私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、斯く、行為すること、を提案し要望します。

(30) 私達人類の世界の“世界標準”Ⅱ 相互の理解 産業、又は、産業化

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類の世界の“世界標準”について、私達人類の世界の西欧地域の世界に於いて、11世紀末に開始した、東方へ向かう、十字軍以来、西欧地域の世界、キリスト教を媒体とした世界の、世俗性の、地球規模の拡張は、継続し、私達人類の世界の地球規模の連続性の現出に於いて、私達人類の世界の近代迄、私達人類の世界の西欧地域の世界が主役、であり、私達人類の世界の世界標準は、私達人類の世界の西欧地域の文明への統一、同化、であった処、私達人類の世界の現代に至り、私達人類の世界の地球規模の連続性の現出が進展した結果、私達人類の世界の地球規模の連続性の現出に於いて、私達人類の世界の地球上の全ての地域の文化と文明が、その主役となり、私達人類の世界の世界標準は、私達人類の世界の地球上の全ての地域の文化と文明の相互理解、私達人類の世界の全ての地域の私達人類の、風土、行為、思想、の、相互の対照によって確認し得る、私達人類の個体と集団に係る、特異性と普遍性の、相互の理解、となったのである、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、私達人類の世界の地球規模の連続性の現出に於いて、達成した、私達人類にとって、有意な事象、成果、は、ただ一つ、私達人類の存在にあって、私達人類の世界の地球上の各地の人類、即ち、現生人類、ホモ・サピエンス、の集団と個体の個別性を捨象して得る、私達人類の現生人類、ホモ・サピエンスたる動物の種として、共通である利便の、抽象化、抽出、その表現としての提供、即ち、産業、又は、産業化、である、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、私達人類の、1000年に亘る営為の成果の獲得は、効率的な、事象であった、と、評価し得るでしょうか、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類は、その土地、その集団に、特有の、文化と文明、風土、行為、思想、を有する処、産業、又は、産業化、は、私達人類の事象の表に出るより、私達人類の事象の背景に、後退し、背景に、徹しなければならぬ、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、私達人類の、1000年に亘る営為によって、達成した、成果、即ち、私達人類の存在にあって、私達人類の世界の地球上の各地の人類、即ち、現生人類、ホモ・サピエンス、の集団と個体の個別性を捨象して得る、私達人類の現生人類、ホモ・サピエンスたる動物の種に、共通である利便の、抽象、抽出、その表現としての提供、即ち、産業、又は、産業化、の顕著な例は、コロナウイルスワクチン、である、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、例えば、コロナウイルスワクチンに関して、私達人類は、之を、私達人類の世界の地球上の各地の人類の全員にとって、私達人類の事象に於ける、必需品と認識するかもしれない、而して、私達人類の事象の表、即ち、主役、と成して、満足することができるであろうか、否、私達人類は、コロナウイルスワクチンを、私達人類の事象の表、即ち、主役、と成して、満足することは、できない、であろう、と認識します。

私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が、斯く、行為すること、を提案し要望します。

(31) 近代産業

私達当会は、皆様に、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が為す近代産業に関して、之を、任意の特定の事象の個別性の捨象による、任意の特定の事象の再現性の向上、即ち、例えば、材料生産と許容誤差の規格化を背景とする大量生産、私達人類の世界の地球規模の世界にあっては、私達人類、現生人類、ホモ・サピエンスの動物種としての共通普遍的利便の、抽出、抽象、実現、表現、表象、提供、である、と認識します。

私達当会は、私達人類について、私達人類の世界にあって、私達人類が為す近代産業に関して、之が、私達人類の事象の背景の一部、で良い、私達人類にとって、それ以上である必然性はない、と認識します。

(32) ニューヨーク・ハイラインである遺跡公園

私達当会は、ニューヨーク・ハイラインである遺跡公園について、都市に於ける遺跡である公園である、ニューヨーク市が管理する公園であり、ニューヨーク・セントラル鉄道のウエストサイド線と呼ばれる支線の高架部分が1980年代に廃線になっていたものを、ニューヨーク市が、遺跡である公園として整備して一般公開した公園である、1847年、ニューヨーク市はマンハッタンのウエストサイドに併用軌道を敷設、1929年にニューヨーク市、ニューヨーク州とニューヨーク・セントラル鉄道は、ハイライン建設を含むウエストサイド改良計画に同意、1934年にハイラインは開業、1950年代に入ると、高速道路を使ったトラック輸送が増加し、鉄道による貨物輸送は衰退、1960年代には路線のおよそ半分に相当するハイラインの南端区間が廃止、1980年に列車運行を廃止、1980年代には、路線の撤去や列車運行の再開を求める動向があった、1990年代には、廃線跡のバラストに於ける、雑草、低木、樹木の繁茂が、数人の都市探検家と地域住民に知られるようになった、1999年、沿線住民であるジョシュア・デービッドとロバート・ハモンドは、非営利団体のフレンズ・オブ・ハイラインを設立、ハイラインの保存と、パブリック・スペースとしての再利用を主張、2004年にはニューヨーク市が予算を割り当て、2009年6月8日には南端区間

を市営公園として開設、2011年6月に中央区間を公開、2014年9月に北端区間を公開、その区間から伸びる支線部分は2017年に公開予定、高架鉄道には6～9mくらいの高さがある、昔の姿を維持した外観などを通じて、歴史を継承する。設計を手がけたのは建築事務所ディーラー&スコフィディオ+レンフロ(D&S+R)、ハイラインの魅力はガーデン、植物をセレクトし、全体のパターンやレイアウトを決めたのはNYのランドスケープアーキテクト、ジェイムズ・コーナー・フィールド・オペレーション、その条件の中でガーデンをデザインしたのが、オランダのランドスケープ・デザイナー、ピエト・オウドルフ、NY原産の草花を中心に、360種類の植物、2013年のインタビューで「ハイラインからの注文は、かつての姿のようにしてほしい、というものでした」と話している、ハイラインには文化的なアトラクションもある、長期の計画として、公園では一時的にさまざまなインスタレーションや展示を行っている、ハイラインの芸術における初の責任者は、オルタナティブ・アート・スペースであるホワイト・コラムスのディレクターだったローレンス・ロス、市営の公園なので商業活動は禁止されている、卓抜したアーバンデザインとランドスケープ・アーキテクチャー、そしてエコロジーが融合した斬新な都市空間は、オープン後またたくまに再開発の手本となった、自治体の中には、NYのハイラインにあやかりようと、地元で長年放置していた高架や跡地を緑化させて「ハイライン効果」と呼ばれる経済波及効果を狙うところも少なくない、シカゴのブルーミングデール・トレイルを始め、フィラデルフィアやアトランタなど、各地で次々と「わが町のハイライン」が計画された、支援者団体はNPO「フレンズ・オブ・ハイライン(FOH)」として、ハイラインを運営するNY市公園局と戦略的パートナーシップを組んでいる、廃線は長い道のりの果て、緑の公園へと変身し、複合カルチャーの大震源地へと発展したのである、2014年11月現在年間500万人近くの入場者、2019年は年間800万人の訪問、と認識します。

私達当会は、ニューヨーク・ハイライン遺跡公園について、市営の公園なので商業活動は禁止されている、公園内では、音楽家の演奏、パブリックアートの展示やパフォーマンスアート、大道芸、子供やファミリー向けプログラム、その他のさまざまな催しが行われている処、2010年には、公園内でアーティストが作品を売ることをハイラインの規則が許可していないことが小さな論争となった、これらの事象は、アメリカ合衆国の都市である、ニューヨーク市の私達人類に於ける、伝統的な、私(private)個(individual)に對する、公共/パブリック(public)の観念を示唆している、と認識します。

(33) 留意事項 1

長崎県の当該事象の理事者(2021年10月1日現在 長崎県 地域振興部 県庁舎跡地活用室)は、私達当会との情報交換の過程に於いて「遺構を破壊しない」旨言及する処、一方、『県庁舎跡地整備基本構想(素案)』によると、長崎県は、当該の遺跡地に建物を建設する計画を企画している、当該の遺跡地に建物を建設することは、上記、Ⅱ-1、2、より、遺跡並びに遺跡の遺構が、「破壊される場合」、又は、「損壊したのに等しい状態となる場合」である、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡に、遺跡と異なる、遺跡以外の、現代の建物その他の建造物を建造しないこと、を提案し要望します。

私達当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡について、遺跡の遺跡としての“土地の造形”を、盛土と石垣の修築、補作、その他の行為、によって、“憶測の余地のない再建”並びに“根拠のある再建”の手法により、修築、修景、する場合、遺跡の実態の確認、遺跡の性格の把握、之を基盤とする、遺跡の保存並びに公開する等その文化的活用の観点より、又、上記、Ⅱ-1、2、に見る、遺跡、又、遺跡と私達人類の社会的関係性の観点より、「遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲(外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲)とすること」「恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合(○道路等 ○ダム・河川 ○恒久的な盛土・埋立 ○遊樂物)」、であることより、遺跡を完全に破壊して遺跡の情報を完全に抽象しようとする記録保存調査ではなく、遺跡を保存しつつ行う、遺跡の保存と活用の為の調査に於いて、遺跡の範囲の全域の発掘等体系的調査が必要である、と認識します。

(34) 留意事項 2

私達当会は、皆様に、長崎県庁舎跡地一帯、即ち、長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡の社会的活用の選択支の一つとして、長崎奉行所西役所建物の江戸後期を規範とする“根拠のある再建”、即ち、遺跡の遺跡としての発掘等体系的調査の成果、歴史史料、例えば、複数の『西御役所』絵図面、写真、その他の史料、学術的に考証された建築、装飾、その他の様式、材料、並びに、調度品、文部科学大臣が選定する「選定保存技術」、並びに、文部科学大臣が認定するその保持者及び保存団体、による再建、に関して、仕様や費用や行程等を把握し、私達人類に公開し、その実施の是非を問うこと、を提案し要望します。

私達当会は、再建された江戸後期を規範とする長崎奉行所西役所の空間について、之が、私達人類の万人の様々な活動に、貢献する、且つ、公共の、又、外交的な接待にも対応し得る、と認識します。

私達当会は、当該の再建された建物は、「選定保存技術」の活用によって、文化財的事象であり、同時に、当該の再建された建物の保守は、「選定保存技術」の研修の場と機会となり、長崎地域は、日本の「選定保存技術」の拠点の一つとなり、「選定保存技術」の保存発展の為の拠点施設を提供して拠点機能を強化すれば、当該拠点は、全国の「選定保存技術」の保持発展に貢献するのみならず、地域の文化財の保全にも有意義な事象となる、と認識し、皆様に、斯く、提案し要望します。

私達当会は、「選定保存技術」の保存発展の為の拠点施設の設置場所について、例えば、長崎県警察本部跡地活用において行為することも、有意である、と認識し、皆様に、斯く、提案し要望します。

IV. 巻末資料

1. 『長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡（長崎奉行所西役所等遺跡、大波止遺跡、築地遺跡、中島川長崎港水中遺跡）調査・保存活用整備公開並びに長崎県警察本部跡地一帯再開発に関する提案と要望鳥瞰様式包括概念図』
2021年(令和3年)7月10日 土曜日 [REDACTED]
2. 『長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡前ビルディングファサードの意匠の提案と要望』
2021年(令和3年)7月10日 土曜日 [REDACTED]
3. 『長崎県地域の様子』
2019年(令和元年)12月13日 金曜日 [REDACTED]
4. 『国際長崎遺跡公園都市構想 中核区域 概念図』
2021年(令和3年)5月25日 火曜日 改訂1：2021年(令和3年)8月31日 火曜日 [REDACTED]
5. 『○情報 『復元！江戸時代の長崎』2009(平成21)年8月30日 初版発行 編著者 布袋厚 編集人 堀憲昭 発行所 株式会社 長崎文献社 『長崎の岬』2019年10月10日 初版発行 監修 片峰茂 発行者 長崎県庁跡地遺構を考える会 編集・販売(株)長崎文献社 「県庁跡地並びに周辺地区の考古学的調査」長崎県埋蔵文化財センター調査課 長寺田正剛 より (2021年(令和3年)7月3日 土曜日 [REDACTED])、『○情報 『長崎絵図帖の世界』初版2018年5月20日 著者 大井昇 編集人 堀憲昭 発行所 株式会社 長崎文献社 より (2021年(令和3年)7月3日 土曜日 [REDACTED])』
6. 『“遺跡についてXXXⅡ” 『遺跡』』
2021年(令和3年)10月18日 月曜日 [REDACTED]

V. 参考資料

私達当会は、遺跡について、過去に、長崎県知事、並びに、長崎市長、に、複数の「要望書」を、長崎県議会議長、又、長崎市議会議長、に、複数の「陳情書」を、提出しています。御参照下さいますよう、御案内申し上げます。

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 XII (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 XI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2021年(令和3年)9月27日 月曜日 長崎県知事 中村法道様 長崎県教育委員会 教育長 平田修三様 長崎県企画部長 浦真樹様 長崎県地域振興部長 早稲田智人様 長崎県文化観光国際部長 中崎謙司様 長崎県土木部長 奥田秀樹様 長崎県県民生活環境部長 貞方学様 長崎県文化財保護審議会 会長 立平進様 長崎県美術館長 小坂智子様 長崎歴史文化博物館長 水嶋英治様 長崎市長 田上富久様 長崎市教育委員会 教育長 橋田慶信様 長崎市教育委員会 教育総務部長 西本徳明様 長崎市企画財政部長 日向淳一郎様 長崎市文化観光部長 股張一男様 長崎市まちづくり部長 片江伸一郎様 長崎市土木部長 松浦文昭様 長崎市中央総合事務所長 大串昌之様 長崎市原爆被爆対策部長 前田孝志様 長崎市理材部長 小田徹様 長崎市環境部長 北嶋寛様 長崎市秘書広報部長 原田宏子様 長崎市文化財審議会 会長 下川達彌様 (長崎歴史文化博物館長 水嶋英治様) 要望人 [REDACTED]

長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 XII (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XXI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2021年(令和3年)9月17日 金曜日 長崎県議会議長 坂本智徳様 陳情人 [REDACTED]

長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 XII (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XXI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2021年(令和3年)9月1日 水曜日 長崎市議会議長 井上重久様 陳情人 [REDACTED]

2. 1. より過去の、『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書(陳情書)(連番)-(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)』、『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書(陳情書)(連番)-(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)』

2021年(令和3年)7月10日 土曜日

(再開発建物は、25階、一階高4.5m、総高112.5mを想定して作図)

長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡
(長崎奉行所西役所等遺跡、大塚上遺跡、聖地遺跡、中島川長崎港水中遺跡)
調査保存活用整備公開
並びに
長崎県警察本部跡地一帯再開発
に関する
提案と要望鳥瞰様式包括概念図

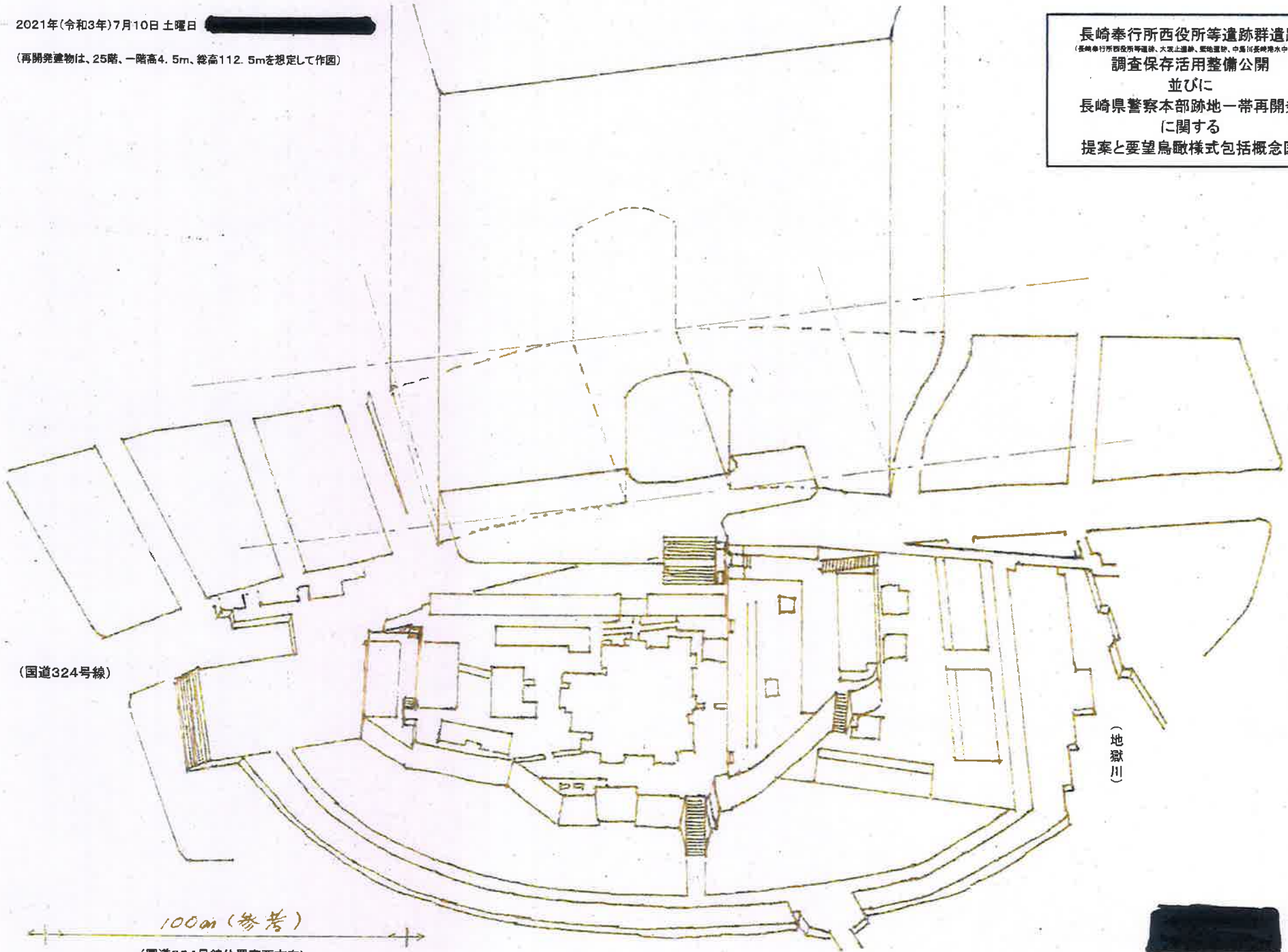
(27/32)

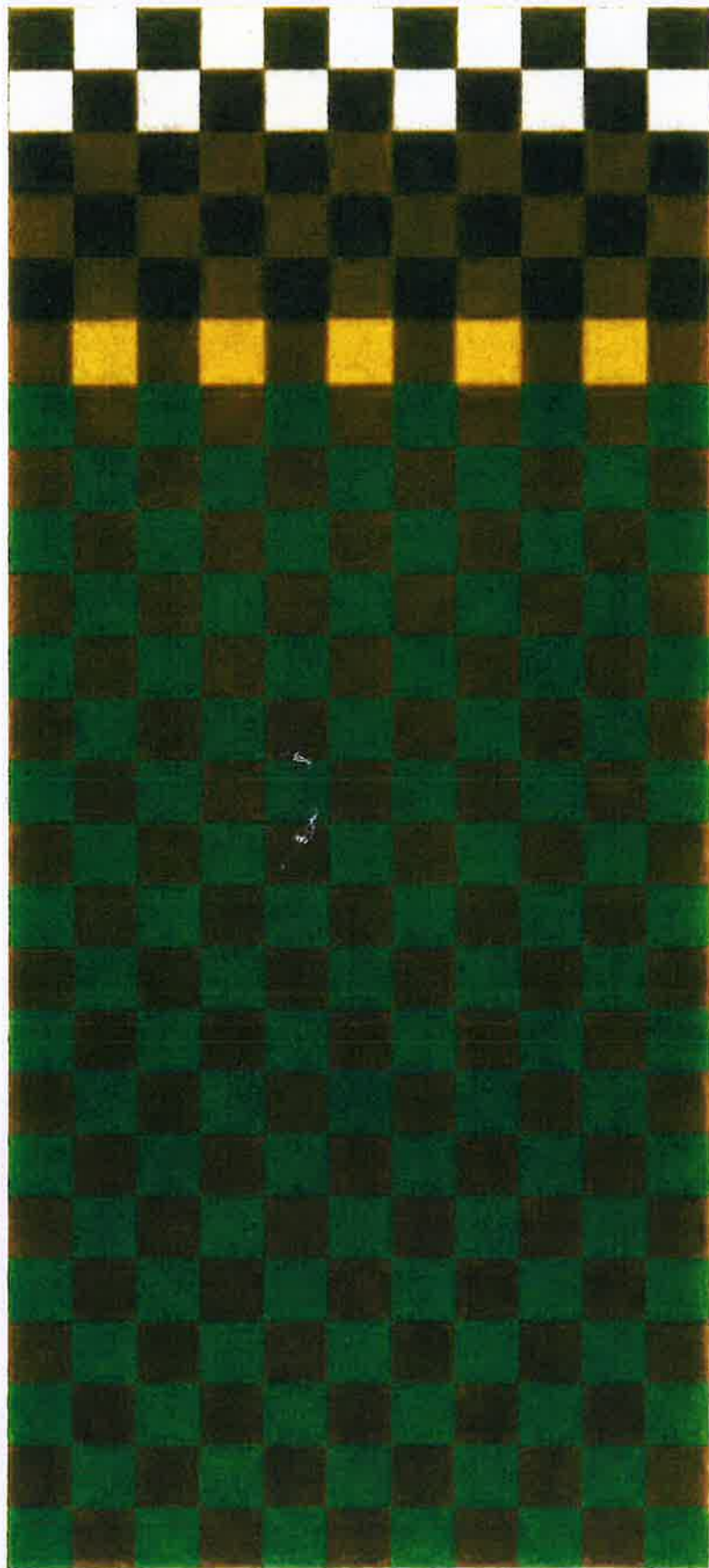
(国道324号線)

(地獄川)

100m(参考)

(国道324号線位置東西方向)





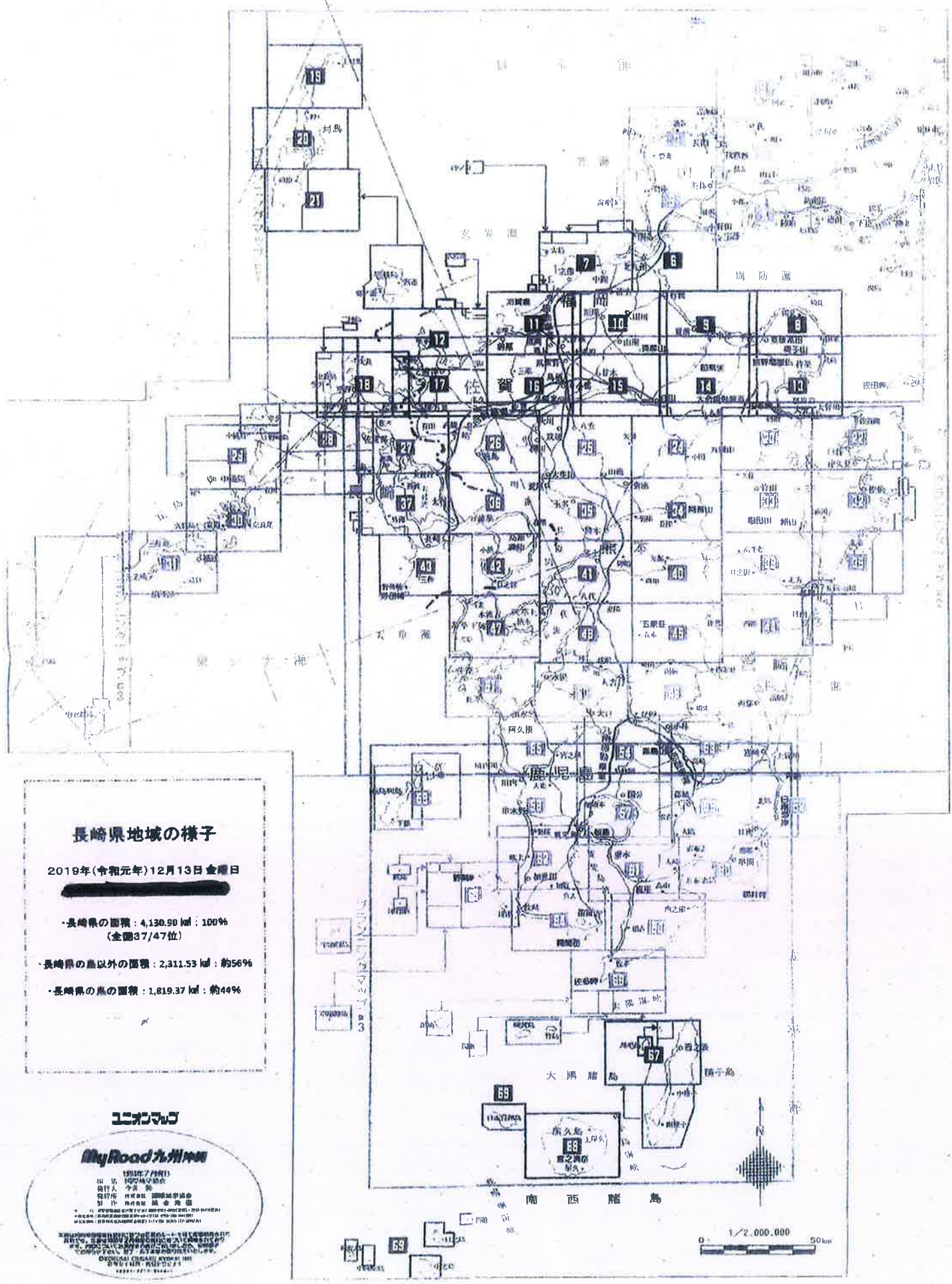
意匠概念

- ① 市松文様を意匠する。
- ② 2000年=25階×80年の当該地の歴史を表現する。
- ③ 各時代を二色で表象する。
- ④ 色彩の配分
(時代区分と配色)
- (i) 先史時代～中世：
当該土地の土色×植物の緑色
- (ii) 中世末～近世初頭：
当該土地の土色×桃山文化、
又は、ローマ・カトリックに由来
の金色
- (iii) 近世：
当該土地の土色×瓦屋根の濃
灰色
- (iv) 近代～現代：
近代意匠の特異性としての灰色
濃淡二色

長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡前ビルディングファサードの意匠の提案と要望

2021年(令和3年)7月10日 土曜日

(建築のファサードは、通常建築の正面壁面、当該意匠では建築の四面壁面、当該図は長崎市万才町4番の街区を建築対象の土地と想定して作成)



長崎県地域の様子

2019年(令和元年)12月13日 金曜日

・長崎県の面積：4,130.90 ㎢：100%
(全国37/47位)

・長崎県の島以外の面積：2,311.53 ㎢：約56%

・長崎県の島の面積：1,819.37 ㎢：約44%

エオンマゴ

MyRoad九州

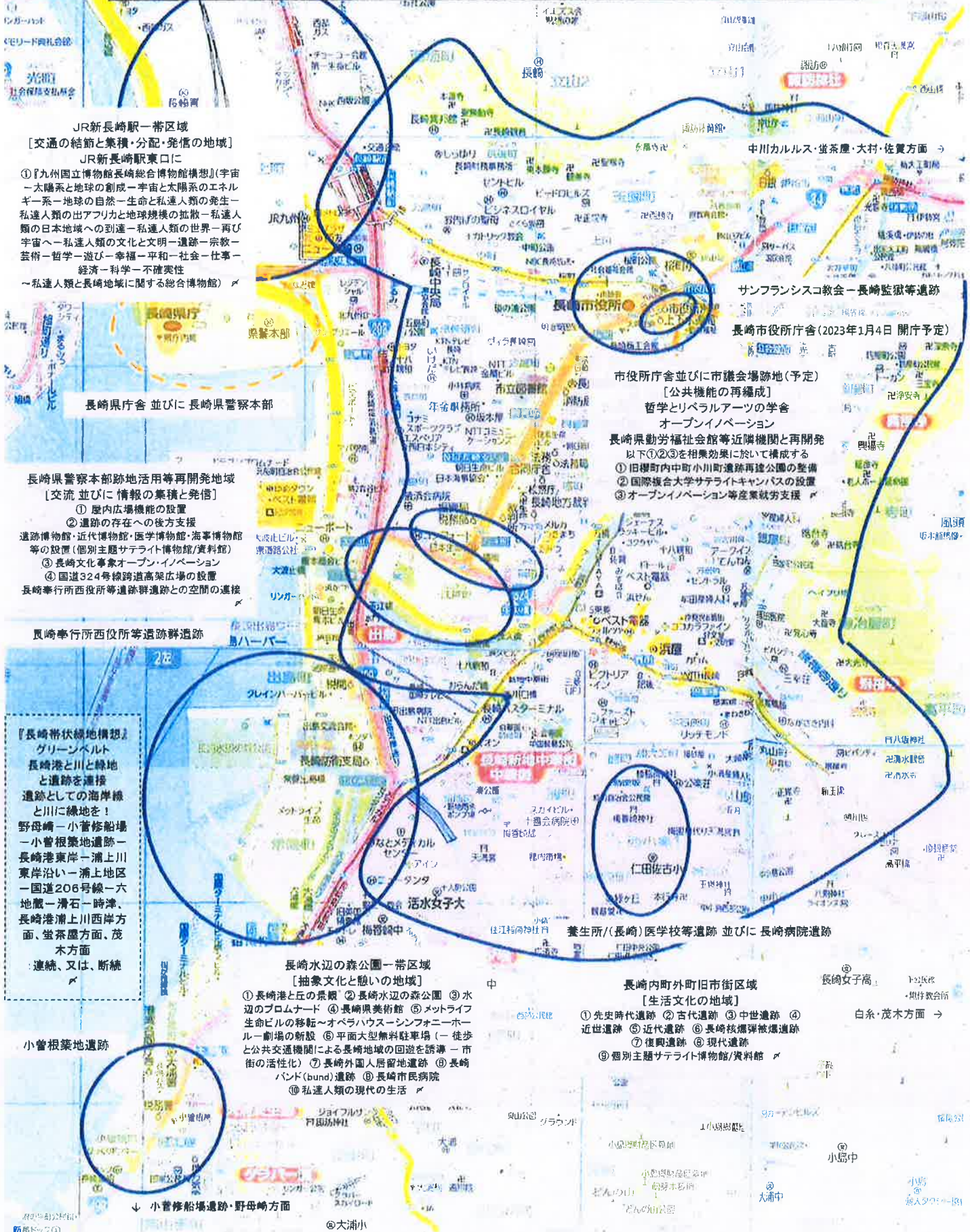
1991年7月発行
 出版人 株式会社エオンマゴ
 発行所 株式会社エオンマゴ
 印刷所 株式会社エオンマゴ
 印刷 株式会社エオンマゴ
 発行部 株式会社エオンマゴ
 〒810-0001 長崎県長崎市本町1-1-1
 TEL: 095-833-1111 FAX: 095-833-1112
 本誌の著作権はエオンマゴ株式会社に帰属します。無断で複製・転載を禁じます。
 本誌の発行に際しては、関係各社・機関に多大のご協力をいただきました。ここに改めてお礼申し上げます。
 株式会社エオンマゴ 代表取締役社長 佐藤 隆夫

国際長崎遺跡公園都市構想 中核区域 概念図

2021年(令和3年)5月25日 火曜日 改訂2: 2021年(令和3年)10月18日 月曜日

『国際長崎遺跡公園都市構想』『長崎先史時代-古代-中世遺跡群構想』『長崎キリシタンの里構想』『都市長崎遺跡構想』
『九州国立博物館長崎総合博物館構想』『長崎帯状緑地構想』

『長崎の丘-先史時代-中世遺跡群遺跡』『中世本尾城-近世庄屋高谷氏居館-近代浦上天主堂-近世近代石神の石切場-帯遺跡群遺跡』『長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡』『桜町地区遺跡群』『長崎近世外港内港海防遺跡群』『長崎製鉄所等遺跡群遺跡』『小曾根築地遺跡』『養生所(長崎)医学校等遺跡』『長崎病院遺跡』『長崎核爆弾被爆遺跡』



JR新長崎駅一帯区域
[交通の結節と集積・分配・発信の地域]
JR新長崎駅東口に

- ①『九州国立博物館長崎総合博物館構想』(宇宙-太陽系と地球の創成-宇宙と太陽系のエネルギー系-地球の自然-生命と私達人類の発生-私達人類の出アフリカと地球規模の拡散-私達人類の日本地域への到達-私達人類の世界-再び宇宙へ-私達人類の文化と文明-遺跡-宗教-芸術-哲学-遊び-幸福-平和-社会-仕事-経済-科学-不確実性-私達人類と長崎地域に関する総合博物館)

長崎県庁舎並びに長崎県警察本部

長崎県警察本部跡地活用等再開発地域
[交流並びに情報の集積と発信]

- ① 屋内広場機能の設置
- ② 遺跡の存在への後方支援
- 遺跡博物館・近代博物館・医学博物館・海事博物館等の設置(個別主題サテライト博物館/資料館)
- ③ 長崎文化事象オープン・インベーション
- ④ 国道324号線跨道高架広場の設置
- 長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡との空間の接続

長崎奉行所西役所等遺跡群遺跡

『長崎帯状緑地構想』

- グリーンベルト
- 長崎港と川と緑地と遺跡を接続
- 遺跡としての海岸線と川に緑地を!
- 野母崎-小曾根築地遺跡
- 小曾根築地遺跡
- 長崎港東岸-浦上川東岸沿い-浦上地区
- 国道206号線-六地蔵-滑石-時津
- 長崎港浦上川西岸方面、蛸茶屋方面、茂木方面
- 連続、又は、断続

小曾根築地遺跡

↓ 小曾根築地遺跡・野母崎方面

長崎水辺の森公園一帯区域
[抽象文化と憩いの地域]

- ① 長崎港と丘の景観
- ② 長崎水辺の森公園
- ③ 水辺のプロムナード
- ④ 長崎県美術館
- ⑤ ネットライフ生命ビルの移転~オペラハウス-シンフォニーホール-劇場の新設
- ⑥ 平面大型無料駐車場(一歩歩と公共交通機関による長崎地域の回遊を誘導-市街の活性化)
- ⑦ 長崎外国人居留地遺跡
- ⑧ 長崎バンド(bund)遺跡
- ⑨ 長崎市民病院
- ⑩ 私達人類の現代の生活

◎大浦小

長崎内町外町旧市街区域
[生活文化の地域]

- ① 先史時代遺跡
- ② 古代遺跡
- ③ 中世遺跡
- ④ 近世遺跡
- ⑤ 近代遺跡
- ⑥ 長崎核爆弾被爆遺跡
- ⑦ 復興遺跡
- ⑧ 現代遺跡
- ⑨ 個別主題サテライト博物館/資料館

◎長崎女子高

白糸・茂木方面 →

○ 情報 『復元！江戸時代の長崎』 2009(平成21)年8月30日 初版発行 編著者 布達厚 編纂人 堀憲昭 発行所 株式会社 長崎文献社
 『長崎の岬』 2019年10月10日 初版発行 監修 片峰茂 発行所 長崎県庁跡地遺構を考える会 編集・販売 (株)長崎文献社 『県庁跡地並びに周辺
 地区の考古学的調査』長崎県埋蔵文化財センター調査課長 寺田正剛 より (2021年(令和3年)7月3日 土曜日)



○ 情報 『長崎絵図帖の世界』 初版 2018年5月20日 著者 大井昇 編纂人 堀憲昭 発行所 株式会社 長崎文献社 より
 (2021年(令和3年)7月3日 土曜日)

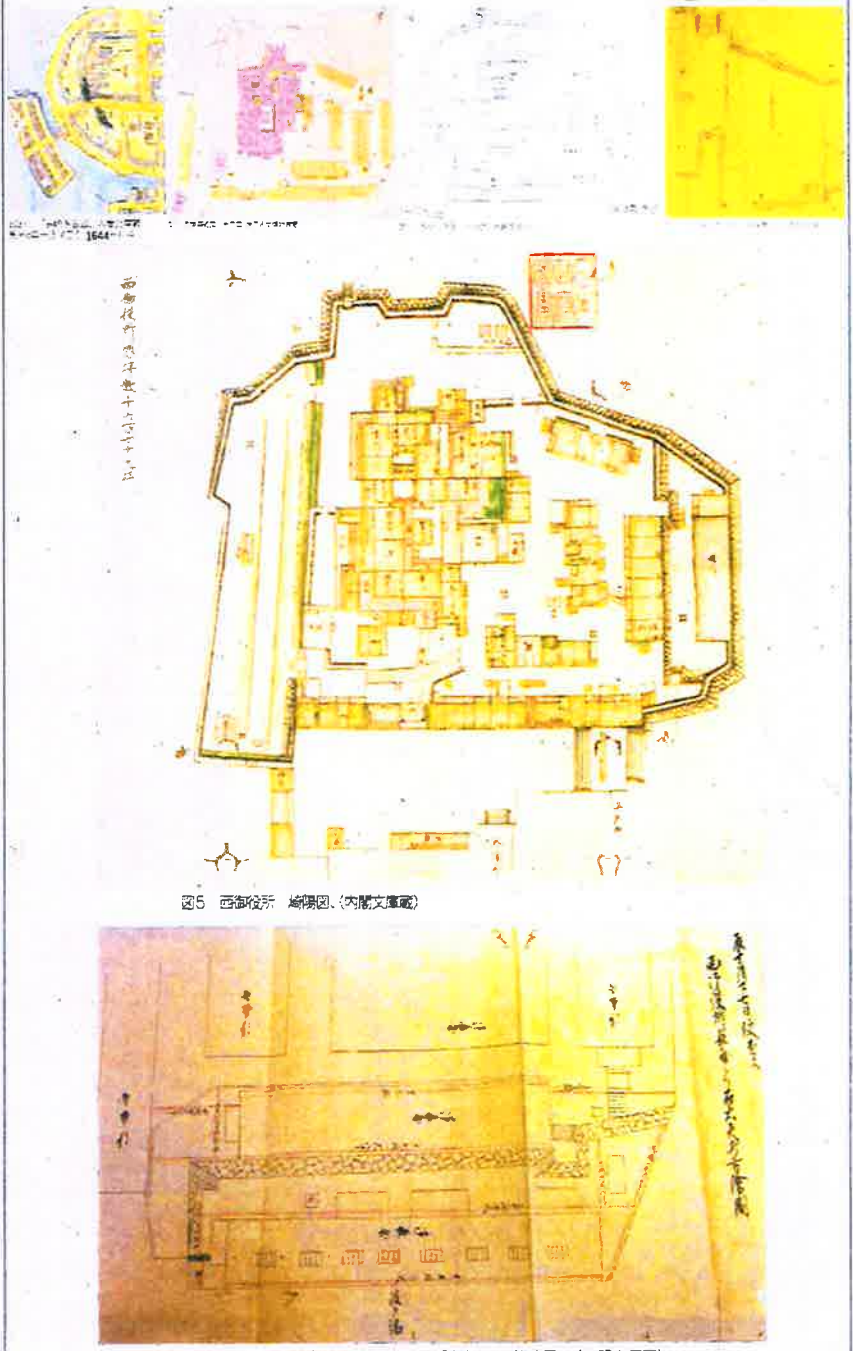


図5 西役所 構図図、(内閣文庫蔵)

図6 西役所長屋より石火打ち方の図(御備一件 諸絵図)、(内閣文庫蔵)

“遺跡についてXXXⅡ”

『遺跡』

私達当会は、皆様に、遺跡について、遺跡を、遺跡として、遺跡の姿として“見える形”にすること、を提案し要望します。

私達当会は、遺跡について、私達人類が、積み重ねてきた、当たり前のことを、当たり前に行為すれば、そこに、“本物の個性”、が浮き彫りになる、と認識します。

私達当会は、遺跡について、逆もある、之を、矯め、殺す、場合である、と認識します。

私達当会は、皆様に、遺跡について、私達人類が積み重ねてきた、当たり前のことを、当たり前に行為し、そこに、“本物の個性”、を浮き彫りにすること、を提案し要望します。

私達人類は、私達人類の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることが出来ているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

2021年(令和3年)10月18日 月曜日



✕